

**別紙様式** 地方創生に資すると考えられる政府関係機関の地方移転に係る提案

※記入にあたっては、「政府関係機関の地方移転に係る道府県等の提案募集要綱」を参照してください。また、適宜、参考資料を添付してください。

<p>① 道府県等の提案団体の名称</p>	<p>三重県</p>
<p>② 関係市町村の名称</p>	<p>津市 志摩市</p>
<p>③ 誘致を希望する政府関係機関の名称 ※まとまりのある一部分の組織・機能の移転や地方拠点の設置を希望する場合は、そのことが分かるよう記載してください。</p>	<p>気象庁 ※災害発生時に「首相官邸等に緊急参集する必要のある部門」及び、本県には火山が無いことから「火山に対応する部門」を除く、すべてを移転。</p>
<p>④ 誘致先の予定地 ※土地・建物の所有者、住所、面積、交通アクセス等当該予定地の現況を記載してください。</p>	<p>○県立小児医療センターあすなる学園（H29.6月から使用可） 所有者：三重県 住所：津市城山 1-12-3 面積：7,266 m<sup>2</sup> 交通アクセス：JR 紀勢本線高茶屋駅 徒歩 15 分</p> <p>○県立草の実りハビリテーションセンター（H29.6月から使用可） 所有者：三重県 住所：津市城山 1-29-25 面積：5,958 m<sup>2</sup> 交通アクセス：JR 紀勢本線高茶屋駅 徒歩 15 分</p> <p>○三重県志摩庁舎 所有者：三重県 住所：志摩市阿児町鶴方 3098-9 面積：約 3,000 m<sup>2</sup> 交通アクセス：近鉄鶴方駅 徒歩 5 分</p> <p>○市立越賀中学校 所有者：志摩市 住所：志摩市志摩町越賀 1877 面積：2,584 m<sup>2</sup> 交通アクセス：三重交通バス 越賀中学校前</p> <p>○市立立神小学校（H30.4月から使用可） 所有者：志摩市 住所：志摩市阿児町立神 1538 面積：1,524 m<sup>2</sup> 交通アクセス：三重交通バス 甲賀口</p>
<p>⑤ 誘致の必要性・効果 ※以下のア、イの内容について必ず記載してください。 ア 地方版総合戦略の重要な要素であること。 当該地方公共団体の総合戦略の重要な要素と、誘致する機関の業務・機能が密接に関連し、総合戦略の目標達成にとって当該機関の移転が重要な要因となるものであること。また、例えば研究機関の移転であれば、特定分野の産学官の研究集積又は当該分野の関係産業の集積がなされている等、現状において一定の強みを持つものであること。（併せて地方版総合戦略の案の該当部分を参考資料として添付してください。） イ 国の機関としての機能確保 当該機関が現在地から当該道府県に移転することにより、国の機関としての機能が確保でき、運用いかによってはむしろ向上することが期待できること。（例えば、移転により当該道府県以外の道府県の利便性が悪化し、国全体としての機能が低下しないか、移転により現在機能が集積していることの強み・メリットを損なうことにならないか等の問題点があったとしても、それを上回るだけの移転のメリットがあるか、など。）</p>	<p>過去に発生した伊勢湾台風や紀伊半島大水害など、本県が経験した風水害により、災害対策基本法の制定や大雨特別警報等の制度が創設されるなど、我が国の防災・減災体制の充実に大きな役割を果たしてきました。 本県では、こうした伊勢湾台風や紀伊半島大水害などの大規模災害の経験や、今後発生が予想される南海トラフ地震等の大規模地震に備え、インフラの整備・更新を行うとともに、「みえ防災・減災センター」を活用した地域防災力の向上を図る取り組みを進めているところです。 気象庁を移転し、本県を観測・研究の拠点とすることは、県内市町と連携し防災・減災対策の強化を図るうえで非常に有意義であり、同時に、我が国にとっても日本全体の防災・減災対策の強化につながると考えています。 また、今後発生が予想される南海トラフ地震等の大規模地震に対しても、「国立研究開発法人 海洋研究開発機構（JAMSTEC）地震津波観測監視システム（DONET）が本県に設置されていることから、同システムを所有する機関を気象庁と合わせて本県に誘致することにより、観測体制を強化し、災害対応能力を高めることが可能であると考えています。 こうしたことから、頻発・激甚化する水害・土砂災害などの大規模災害への対応に加え、南海トラフ巨大地震対応への強化を図り、国民及び県民の安全・安心につなげていきたいと考えています。 なお、本県と三重大学で設置した「みえ防災・減災センター」では、防災人材の育成や、地域・企業への相談支援、DONET システムの活用方法の検討など、産学官が一体となって取り組んでいます。これらの機関との連携が可能であり、より専門的な見地に立った防災・減災対策が可能になると考えています。 また、これら地域が一体となった取組は、国が進める国土強靱化の推進</p>

	<p>にも大きく寄与できると考えており、国との連携・協力が可能です。</p> <p>県民の安全・安心を確保するため、防災・減災対策を最優先で進めていくことについては、本県が平成 24 年に策定し、概ね 10 年先を見据えた本県の戦略計画「みえ県民ビジョン」において、「災害等の危機から命と暮らしを守るための危機管理対策」として、緊急かつ重点的に取り組む緊急課題解決プロジェクトに位置付けています。</p> <p>また、現在策定中の「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」においても、安心して暮らせる地域づくりのため、外国人住民も含めた地域ぐるみの防災対策を推進し、地域防災力の向上を図るとともに、災害発生時に迅速かつ確に活用できるよう、新たな防災情報提供システム（三重県防災情報プラットフォーム）を構築し、防災情報の共有化を推進することとしています。</p> <p>なお、気象庁の移転にあたっては、政府の危機管理に対応するための首相官邸等へ緊急参集する必要がある部署を除き、地方で業務が可能な部署について誘致することで、国の機関としての機能を確保します。</p> <p>また、本県には「火山」が無いことから、「火山」に関係する部門を除いた部署の移転を提案します。</p> <p>首都直下型地震に対する危機管理の観点からも、日本のほぼ中央に位置し、中部圏・関西圏の交通結節点に位置する強みから、災害対応能力にも優れ、強い国土づくりへの貢献が期待できます。</p> <p>移転地域である津市、志摩市には光ケーブル網が整備されており、ネット環境については都市部と遜色ありません。また、現在でも都心へのアクセスは便利であり、将来的にはリニア中央新幹線の開通によりさらに利便性が向上します。</p>
<p><b>⑥ 誘致のための条件整備の案</b>  ※少なくとも、以下のことについて、誘致自治体による協力の在り方を含めた条件整備の案を示してください。</p> <p>ア 施設の確保等  移転先の施設の確保・設置のための具体的な条件整備の案を示すこと。</p> <p>イ 職員の居住環境確保への協力  職員の居住環境の確保について、国または独立行政法人等に協力すること。</p>	<p>施設の確保：  県及び市の所有施設の利用を考えています。</p> <p>なお、「県立小児医療センターあすなる学園」及び「県立草の実りハビリテーションセンター」は平成 29 年 6 月から、「志摩市立立神小学校」は平成 30 年度から利用可能です。</p> <p>職員の居住環境確保：  職員宿舎については、民間の賃貸住宅施設が近隣に点在しているため、地域の活性化の観点から、可能な限り民間施設等をご利用いただければと考えておりますが、専用の宿舎について強い要望がある場合には、改めてご相談いただければと考えています。</p>
<p><b>⑦ その他誘致にあたり解決すべき課題への対応策の案</b>  ※上記の他、当該施設の誘致の提案にあたって、解決すべきと考えられる論点とそれへの対応案を記述してください。</p>	<p>特にありません。</p>
<p><b>⑧ 関係する市町村の意見等</b></p> <p>※当該誘致について、関係する市町村の意見等を記述してください。</p>	<p>国の機関に移転して頂くことで市の機能が向上するだけでなく、施設が活用されれば安定的な施設の利用が期待でき、宿泊施設や飲食店の利用、市内の周遊による経済効果が期待できるとともに、新たに市民が増えるという観点においても、これ以上ない効果が期待できますので、是非移転をして頂ければと切望しています。</p>
<p><b>⑨ 道府県等の提案団体の担当課長担当者</b></p>	
<p>職名・氏名</p>	<p>三重県 戦略企画部 政策提言・広域連携課 課長 笠谷 昇</p>
<p>電話番号（直通）</p>	<p>059-224-2089</p>
<p>電子メールアドレス</p>	<p>kouiki@pref.mie.jp</p>
<p><b>⑩ 道府県等の担当団体の担当者</b> ※今後、事務局との連絡を担当するものを記入してください。</p>	
<p>職名・氏名</p>	<p>三重県 戦略企画部 政策提言・広域連携課 主幹 平子 順一</p>
<p>電話番号（直通）</p>	<p>059-224-2089</p>
<p>電子メールアドレス</p>	<p>kouiki@pref.mie.jp</p>

**別紙様式** 地方創生に資すると考えられる政府関係機関の地方移転に係る提案

※記入にあたっては、「政府関係機関の地方移転に係る道府県等の提案募集要綱」を参照してください。また、適宜、参考資料を添付してください。

<p>① 道府県等の提案団体の名称</p>	<p>三重県</p>
<p>② 関係市町村の名称</p>	<p>伊勢市</p>
<p>③ 誘致を希望する政府関係機関の名称 ※まとまりのある一部分の組織・機能の移転や地方拠点の設置を希望する場合は、そのことが分かるよう記載してください。</p>	<p>J N T O（日本政府観光局）</p>
<p>④ 誘致先の予定地  ※土地・建物の所有者、住所、面積、交通アクセス等当該予定地の現況を記載してください。</p>	<p>○駅前再開発ビル（H32.3月完成予定） 所有者等：民間事業者 住所：三重県伊勢市宮後 面積：約1,400㎡以上 交通アクセス：JR・近鉄伊勢市駅徒歩1分</p>
<p>⑤ 誘致の必要性・効果</p> <p>※以下のア、イの内容について必ず記載してください。</p> <p>ア 地方版総合戦略の重要な要素であること。 当該地方公共団体の総合戦略の重要な要素と、誘致する機関の業務・機能が密接に関連し、総合戦略の目標達成にとって当該機関の移転が重要な要因となるものであること。また、例えば研究機関の移転であれば、特定分野の産学官の研究集積又は当該分野の関係産業の集積がなされている等、現状において一定の強みを持つものであること。（併せて地方版総合戦略の案の該当部分を参考資料として添付してください。）</p> <p>イ 国の機関としての機能確保 当該機関が現在地から当該道府県に移転することにより、国の機関としての機能が確保でき、運用いかんによってはむしろ向上することが期待できること。（例えば、移転により当該道府県以外の道府県の利便性が悪化し、国全体としての機能が低下しないか、移転により現在機能が集積していることの強み・メリットを損なうことにならないか等の問題点があったとしても、それを上回るだけの移転のメリットがあるか、など。）</p>	<p>伊勢志摩地域は、我が国を代表する美しい風景と海山の幸、観光資源を有しており、日本の素晴らしさを世界に発信できる好適地です。中でも日本人の「心のふるさと」である伊勢神宮には、平成25年の式年遷宮年には1,420万人、「おかげ年」と言われる翌年の平成26年には1,087万人の参拝者が、世界中から訪れています。「伊勢志摩サミット」決定の際、安倍首相から「日本の『ふるさと』の素晴らしさを世界に発信する機会としたい」「日本の精神性に触れていただくには大変良い場所」といった発言もあり、日本を知っていただくのには最適な場所です。</p> <p>本国へのインバウンド観光を進めるにあたって、日本人の精神性をセールスポイントとして、より直接的に訴求効果の高い情報発信が可能であると考えます。</p> <p>また、大都市東京からでは難しかった「地方目線」の情報発信が可能であり、地域の資源を活用した新たな提案が期待できると同時に、本県においても「昇龍道プロジェクト」による海外プロモーションや観光ルートの開発、伊勢志摩サミットを契機としたMICEの誘致推進等を通して「しごとの創出」が見込まれ、国、地方の双方でメリットが享受できると考えます。</p> <p>現在策定中の「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」においても、本県の強みである、海山の幸に恵まれた食に関わるブランドや、伊勢神宮をはじめ豊かな観光資源等を生かし、今後は、観光消費額の拡大、観光の産業化等を推進し、しごとの創出を図ることとしています。</p> <p>伊勢市の総合戦略においても、基本目標「伊勢への新しいひとの流れをつくる」の基本的方向として「観光誘客の推進」を掲げており、具体的施策として、ターゲット別PRの推進及び受入環境等の整備を掲げ、外国人誘客に係る数値目標を設定する予定です。</p> <p>伊勢市は、ご遷宮を契機に国内における観光都市としての認知度は向上しました。平成28年に開催される伊勢志摩サミットを最大のチャンスと捉え、今後は国際観光都市としてインバウンド観光を強化していくこととしています。</p> <p>なお、本県は、中部圏・関西圏の結節点に位置し、交通アクセスもよく、関西国際空港や中部国際空港も利用しやすく、両空港の利用促進についても期待できます。また、将来的にはリニア中央新幹線の開通によりさらに利便性が向上します。</p> <p>伊勢志摩サミットの会場となるホテル等もあり、海外からの要人にも対応可能です。</p>
<p>⑥ 誘致のための条件整備の案 ※少なくとも、以下のことについて、誘致自治体による協力の在り方を含めた条件整備の案を示してください。</p> <p>ア 施設の確保等 移転先の施設の確保・設置のための具体的な条件整備の案を示すこと。</p> <p>イ 職員の居住環境確保への協力 職員の居住環境の確保について、国または独立行政法人等に協力すること。</p>	<p>施設の確保： 市街地再開発事業により民間事業者が建設する建物のうち、必要な部分を伊勢市が取得し移転を目指します。 （伊勢市に対し、賃借料が発生する見込みです《金額未定》）。</p> <p>職員の居住環境確保： 当該地については、最寄駅である伊勢市駅が市内の交通結節点であり、鉄道・バスの利便性が良いことから、公共交通機関による通勤に適しています。職員の方の住居については、公共交通機関での通勤に適した戸建住宅・マンション・アパート等の確保に市内不動産協会等と連携し最大限協力します。また、当該建設予定施設は今年度推進計画を作成するため、施設内への居住環境の確保についても必要であれば協議します。市街地から離れた山間部、沿岸部等（自動車で10～20分程度）への居住希望等にも対応可能です。</p>

<p>⑦ その他誘致にあたり解決すべき課題への対応策の案  ※上記の他、当該施設の誘致の提案にあたって、解決すべきと考えられる論点とそれへの対応案を記述してください。</p>	<p>駅前再開発ビルについてはこれから設計を行いますので、来客用の駐車場や会議室、ロビーなども必要であれば確保できるよう施行者と協議します。</p>
<p>⑧ 関係する市町村の意見等  ※当該誘致について、関係する市町村の意見等を記述してください。</p>	<p>神宮御鎮座の伊勢市は、世界に認知される国際観光都市を目指しています。日本政府観光局の本市への移転は、「日本人の心のふるさと 伊勢」が国際観光都市として国内外への最大のメッセージになると考えており、外国人観光客の増加が大いに期待できます  また、市の玄関口が全国の拠点として知名度が上がることから、駅前土地利用の促進や都市機能の集約・更新が進み、中心市街地の活性化が図られます。  移転に際しては、施設の確保はもとより、職員の方々の新しい生活を最大限支援いたします。</p>
<p>⑨ 道府県等の提案団体の担当課長担当者</p>	
<p>職名・氏名</p>	<p>三重県 戦略企画部 政策提言・広域連携課 課長 笠谷 昇</p>
<p>電話番号（直通）</p>	<p>059-224-2089</p>
<p>電子メールアドレス</p>	<p>kouiki@pref.mie.jp</p>
<p>⑩ 道府県等の担当団体の担当者 ※今後、事務局との連絡を担当するものを記入してください。</p>	
<p>職名・氏名</p>	<p>三重県 戦略企画部 政策提言・広域連携課 主幹 平子 順一</p>
<p>電話番号（直通）</p>	<p>059-224-2089</p>
<p>電子メールアドレス</p>	<p>kouiki@pref.mie.jp</p>

**別紙様式** 地方創生に資すると考えられる政府関係機関の地方移転に係る提案

※記入にあたっては、「政府関係機関の地方移転に係る道府県等の提案募集要綱」を参照してください。また、適宜、参考資料を添付してください。

<p>① 道府県等の提案団体の名称</p>	<p>三重県</p>
<p>② 関係市町村の名称</p>	<p>四日市市</p>
<p>③ 誘致を希望する政府関係機関の名称 ※まとまりのある一部分の組織・機能の移転や地方拠点の設置を希望する場合は、そのことが分かるよう記載してください。</p>	<p>環境調査研修所</p>
<p>④ 誘致先の予定地 ※土地・建物の所有者、住所、面積、交通アクセス等当該予定地の現況を記載してください。</p>	<p>施設名：鈴鹿山麓研究学園都市センター 旧三重ソフトウェアセンター 公益財団法人 国際環境技術移転センター（ICETT） 所有者等：鈴鹿山麓研究学園都市センター（県） 旧三重ソフトウェアセンター（市・県） 公益財団法人 国際環境技術移転センター（ICETT） 住所：四日市市桜町 3684 番地 1 交通アクセス：近鉄菟野駅から車で約 10 分 （東名阪自動車道四日市 IC から車で約 15 分）</p>
<p>⑤ 誘致の必要性・効果 ※以下のア、イの内容について必ず記載してください。 ア 地方版総合戦略の重要な要素であること。 当該地方公共団体の総合戦略の重要な要素と、誘致する機関の業務・機能が密接に関連し、総合戦略の目標達成にとって当該機関の移転が重要な要因となるものであること。また、例えば研究機関の移転であれば、特定分野の産学官の研究集積又は当該分野の関係産業の集積がなされている等、現状において一定の強みを持つものであること。（併せて地方版総合戦略の案の該当部分を参考資料として添付してください。） イ 国の機関としての機能確保 当該機関が現在地から当該道府県に移転することにより、国の機関としての機能が確保でき、運用いかによってはむしろ向上することが期待できること。（例えば、移転により当該道府県以外の道府県の利便性が悪化し、国全体としての機能が低下しないか、移転により現在機能が集積していることの強み・メリットを損なうことにならないか等の問題点があったとしても、それを上回るだけの移転のメリットがあるか、など。）</p>	<p>本県は、かつて公害が大きな社会問題となるなか、大気テレメーターシステムを全国に先駆けて設置する等、公害対策を推進してきました。今回、公害を乗り越え、未来に向けた環境保全活動を推進する四日市市に環境調査研修所を誘致することにより、全国自治体からの研修生に対して、その意義や重要性を全国に広く発信することができると考えています。 同市には、全国有数のコンビナート企業があり、世界でも最先端の技術や種々の公害防止施設が集積していることから、施設見学や現場担当者から話を聞くことが出来、様々な技術を学ぶことができます。また、立地する鈴鹿山麓は山間地にあり、自然環境が多く残されていることから、自然保護研修や環境教育研修等における屋外フィールドとしても最適です。 また、四日市市の「四日市公害と環境未来館」や三重県環境学習センター、三重県保健環境研究所との協働が可能であり、それらの施設との連携により、研修の深化や分析技術の向上が期待できます。 現在策定中の「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」においても、産業人材の確保につなげるとともに、高度な技術とグローバルな視点を持つ人材の育成を図ることとしており、多様なニーズに対応した雇用に結び付く視点からの人材育成を進めています。 また、同時に、地域の魅力向上を図る取組みとして、県民、事業者、行政等の様々な主体が力を合わせて温室効果ガスの排出削減を努めるとともに、環境行動の定着のための取組み等を行うこととしており、県民が安心して暮らせる地域づくりを目指しています。 当地域は中部圏・関西圏の結節点に位置し、東京からのアクセスも良く、リニア中央新幹線が開通すればさらに時間が短縮されることに加え、国道 306 号線が整備中であり、新名神高速道路「菟野 IC」が平成 30 年度に整備される等、交通アクセスの利便性がさらに高まる予定です。</p>
<p>⑥ 誘致のための条件整備の案 ※少なくとも、以下のことについて、誘致自治体による協力の在り方を含めた条件整備の案を示してください。 ア 施設の確保等 移転先の施設の確保・設置のための具体的な条件整備の案を示すこと。 イ 職員の居住環境確保への協力 職員の居住環境の確保について、国または独立行政法人等に協力すること。</p>	<p>施設の確保： 「鈴鹿山麓研究学園都市センター」（県所有）及び「旧三重ソフトウェアセンター」（市・県所有）、公益財団法人国際環境技術移転センター（ICETT 所有）の活用を想定しています。 職員の居住環境確保： 職員の住宅や研修参加者のホテル確保については、不動産協会と連携して確保に努めます。</p>
<p>⑦ その他誘致にあたり解決すべき課題への対応策の案 ※上記の他、当該施設の誘致の提案にあたって、解決すべきと考えられる論点とそれへの対応策を記述してください。</p>	<p>受入を行う 3 施設の業務に支障のないよう移転準備を行う必要がありますので、環境調査研修所の年間カリキュラムや必要な教室数等について、必要な調整を行ってまいります。</p>
<p>⑧ 関係する市町村の意見等 ※当該誘致について、関係する市町村の意見等を記述してください。</p>	<p>都市と環境が調和する街づくりについては、環境保全にとって重要性が高く、環境改善の街づくりと産業発展の中で得た知識・経験・技術を生かせるため、本市への誘致は相応しいものであると考えています。 誘致が実現した場合には、交流人口の拡大や地場消費への貢献、環境先進都市としてのシティープロモーションにつながるメリットがあると言えます。</p>

<b>⑨ 道府県等の提案団体の担当課長担当者</b>	
職名・氏名	三重県 戦略企画部 政策提言・広域連携課 課長 笠谷 昇
電話番号（直通）	059-224-2089
電子メールアドレス	kouiki@pref.mie.jp
<b>⑩ 道府県等の担当団体の担当者 ※今後、事務局との連絡を担当するものを記入してください。</b>	
職名・氏名	三重県 戦略企画部 政策提言・広域連携課 主幹 平子 順一
電話番号（直通）	059-224-2089
電子メールアドレス	kouiki@pref.mie.jp

## 別紙様式 地方創生に資すると考えられる政府関係機関の地方移転に係る提案

※記入にあたっては、「政府関係機関の地方移転に係る道府県等の提案募集要綱」を参照してください。また、適宜、参考資料を添付してください。

<p>① 道府県等の提案団体の名称</p>	<p>三重県</p>
<p>② 関係市町村の名称</p>	<p>伊賀市</p>
<p>③ 誘致を希望する政府関係機関の名称 ※まとまりのある一部分の組織・機能の移転や地方拠点の設置を希望する場合は、そのことが分かるよう記載してください。</p>	<p>森林技術総合研修所（技術機械化センター除く）</p>
<p>④ 誘致先の予定地 ※土地・建物の所有者、住所、面積、交通アクセス等当該予定地の現況を記載してください。</p>	<p>○旧伊賀市立成和中学校（土地・建物）（平成3年建築） 所有者：伊賀市 住所：三重県伊賀市上之庄 2711 面積：土地 24,608 m<sup>2</sup>（敷地面積 7,395 m<sup>2</sup>、運動場 17,213 m<sup>2</sup>） 建物 2,904 m<sup>2</sup> 公共交通機関：伊賀鉄道上野市駅から三重交通バス 上之庄</p>
<p>⑤ 誘致の必要性・効果 ※以下のア、イの内容について必ず記載してください。 ア 地方版総合戦略の重要な要素であること。 当該地方公共団体の総合戦略の重要な要素と、誘致する機関の業務・機能が密接に関連し、総合戦略の目標達成にとって当該機関の移転が重要な要因となるものであること。また、例えば研究機関の移転であれば、特定分野の産学官の研究集積又は当該分野の関係産業の集積がなされている等、現状において一定の強みを持つものであること。（併せて地方版総合戦略の案の該当部分を参考資料として添付してください。） イ 国の機関としての機能確保 当該機関が現在地から当該道府県に移転することにより、国の機関としての機能が確保でき、運用いかんによってはむしろ向上することが期待できること。（例えば、移転により当該道府県以外の道府県の利便性が悪化し、国全体としての機能が低下しないか、移転により現在機能が集積していることの強み・メリットを損なうことにならないか等の問題点があったとしても、それを上回るだけの移転のメリットがあるか、など。）</p>	<p>本県では、水源涵養や災害防止、生態系の維持、景観形成などの公益的機能を発揮させるため、「みえ森と緑の県民税」を活用し、森林の適正管理・保全を行いながら、「災害に強い森林づくり」や「県民全体で森林を支える社会づくり」を進めているところです。 同時に、多様なニーズに対応した人材育成・確保を目指しており、新規就業者の定着・育成はもとより、地域における合意形成のもと、農山漁村地域における新規ビジネスを創出する人材の育成や企業等の参入促進に取り組んでいます。 森林技術総合研修所を移転することにより、最新の技術習得だけでなく、県内の現場を活用したより実践的な実地研修等を通じて、森林・林業行政に関わる人材育成を進めていきたいと考えています。 本県は南北に長く、また海から山まで地形の変化が多く、さまざまな種類の森があることから、多様な研修フィールドが提供できる地域です。 また、林業関係施設も多く、近畿中国森林管理局三重森林管理署や三重県林業研究所、日本で初めてFSC森林認証を取得した林業家を含む林業経営体、国産木材コンビナートであるウッドピア松阪、木質バイオマス発電を行う三重エネウッド株式会社などがあることや、伊賀市においては「産学官連携地域創造センターゆめテクノ伊賀（三重大学伊賀研究拠点）」があり、これら機関との連携も可能です。 こうした強みを生かすことにより、関係機関と協働しながら森林・林業の研修（講義や演習、現場での実習）を効果的に実施することが可能と考えています。 伊賀市総合戦略中間案では、本市の特徴を活かした産業の活性化により、あらたな雇用を確保することとしており、森林の公益的機能の回復に取り組むとともに、森林環境の整備や林業の活性化として、森林の多面的機能の増進、木質バイオマス利用の推進を掲げています。また、伊賀市の産業構造が第2次産業、特に製造業のウェイトが高いことから、バランスのとれた産業構造へ転換するため、農業に加え、林業分野を強化していくこととしています。 市域の約61%を森林が占め、国有林が1,353ha所在していることから、誘致機関から身近の国有林をフィールドとした実地研修が可能であるとともに、市財産区区有林、生産森林組合所有林の活用も検討可能です。 さらに、候補地付近には、国営青蓮寺総合農地開発事業（1,066ha）もあることから将来的に実験地等が拡張できる可能性もあります。 伊賀市は、中部圏と関西圏の中間点に位置し、大阪・名古屋都市圏へそれぞれ90分程度で往来することも可能であり、リニア中央新幹線の開通によりさらに利便性が向上します。両圏域に所在する高等教育機関等との連携も比較的容易であり、平成28年4月には、JR木津駅周辺に、京都大学大学院農学研究科付属農場の移転が決定されています。 市内全域に光ケーブル網が整備されており、情報通信環境の利活用により、マスコミを含めた広範な情報収集や研修等への利活用も可能です。</p>
<p>⑥ 誘致のための条件整備の案 ※少なくとも、以下のことについて、誘致自治体による協力の在り方を含めた条件整備の案を示してください。 ア 施設の確保等 移転先の施設の確保・設置のための具体的な条件整備の案を示すこと。</p>	<p>施設の確保： 校舎自体は、平成3年の建築であるため大規模な修繕等は不要であり、必要に応じて拡張できる敷地を有し、敷地内には研修に活用できる屋内運動場、運動場、プール、テニスコート等もあります。</p>

<p>イ 職員の居住環境確保への協力 職員の居住環境の確保について、国または独立行政法人等に協力すること。</p>	<p>職員の居住環境確保： 田舎暮らしを希望される方には中山間地域の空き家を、城下町である上野市街地内での町家を希望される方には、その斡旋も可能です。</p>
<p>⑦ その他誘致にあたり解決すべき課題への対応策の案 ※上記の他、当該施設の誘致の提案にあたって、解決すべきと考えられる論点とそれへの対応案を記述してください。</p>	<p>周辺地域の住民への説明と理解：地区説明会の開催 交通アクセスへの対応：既存路線バスルートの検討など</p>
<p>⑧ 関係する市町村の意見等  ※当該誘致について、関係する市町村の意見等を記述してください。</p>	<p>林業においては、林業経営者の高齢化や担い手の不足、採算性の悪化などにより、荒廃山林が増加傾向となっており、林業を競争力のある産業として維持していくのが難しいだけでなく、森林が持つ水源の涵養、災害の防止等の公益的機能が低下し、将来の展望が描けない地域が増えています。</p> <p>森林技術総合研修所を誘致することにより、全国から林業に関わる技術者等が本市に集まり研修される過程において、研修教材として当市の林業を題材とした講座や、現地研修を重ねていただくことで、少しでも本市の林業活性化に繋がるものと考えています。</p> <p>さらに、研修所職員や研修者の知見を活かし、市内の林業に関係する産学官関係者と連携される場も設定いただくことで、新たな林業従事者の発掘や知見を活かした林業の振興・発展に寄与いただけるものと考えています。</p>
<p>⑨ 道府県等の提案団体の担当課長担当者</p>	
<p>職名・氏名</p>	<p>三重県 戦略企画部 政策提言・広域連携課 課長 笠谷 昇</p>
<p>電話番号（直通）</p>	<p>059-224-2089</p>
<p>電子メールアドレス</p>	<p>kouiki@pref.mie.jp</p>
<p>⑩ 道府県等の担当団体の担当者 ※今後、事務局との連絡を担当するものを記入してください。</p>	
<p>職名・氏名</p>	<p>三重県 戦略企画部 政策提言・広域連携課 主幹 平子 順一</p>
<p>電話番号（直通）</p>	<p>059-224-2089</p>
<p>電子メールアドレス</p>	<p>kouiki@pref.mie.jp</p>



**別紙様式** 地方創生に資すると考えられる政府関係機関の地方移転に係る提案

※記入にあたっては、「政府関係機関の地方移転に係る道府県等の提案募集要綱」を参照してください。また、適宜、参考資料を添付してください。

<p>① 道府県等の提案団体の名称</p>	<p>三重県</p>
<p>② 関係市町村の名称</p>	<p>鳥羽市</p>
<p>③ 誘致を希望する政府関係機関の名称 ※まとまりのある一部分の組織・機能の移転や地方拠点の設置を希望する場合は、そのことが分かるよう記載してください。</p>	<p>「国立研究開発法人 水産総合研究センター」のうち「本部」及び「開発調査センター」を移転</p>
<p>④ 誘致先の予定地  ※土地・建物の所有者、住所、面積、交通アクセス等当該予定地の現況を記載してください。</p>	<p>①旧小浜小学校 所有者：鳥羽市、住所：鳥羽市小浜町 交通アクセス：近鉄鳥羽駅から車で5分 状況：施設の一部は現在公民館として利用中</p> <p>②小浜漁港埋立地 所有者：鳥羽市、住所：鳥羽市小浜町、面積：8,660㎡、 交通アクセス：近鉄鳥羽駅から車で5分</p> <p>③松尾工業団地 所有者：鳥羽市、住所：鳥羽市松尾町、面積：13,114㎡※全4区画計 交通アクセス：近鉄松尾駅から車で2分</p> <p>(①と②は同一箇所)</p>
<p>⑤ 誘致の必要性・効果</p> <p>※以下のア、イの内容について必ず記載してください。</p> <p>ア 地方版総合戦略の重要な要素であること。 当該地方公共団体の総合戦略の重要な要素と、誘致する機関の業務・機能が密接に関連し、総合戦略の目標達成にとって当該機関の移転が重要な要因となるものであること。また、例えば研究機関の移転であれば、特定分野の産学官の研究集積又は当該分野の関係産業の集積がなされている等、現状において一定の強みを持つものであること。(併せて地方版総合戦略の案の該当部分を参考資料として添付してください。)</p> <p>イ 国の機関としての機能確保 当該機関が現在地から当該道府県に移転することにより、国の機関としての機能が確保でき、運用いかんによってはむしろ向上することが期待できること。(例えば、移転により当該道府県以外の道府県の利便性が悪化し、国全体としての機能が低下しないか、移転により現在機能が集積していることの強み・メリットを損なうことにならないか等の問題点があったとしても、それを上回るだけの移転のメリットがあるか、など。)</p>	<p>本県は、1,088kmに及ぶ海岸線を有し、変化にとんだ海域・地勢のもとでそれぞれの特徴を生かした多様な水産業が営まれており、全国有数の水産県として知られています。</p> <p>誘致先の予定地周辺では、地域毎に多彩な魚介類が水揚げされ、品質の高い魚介類を提供できる強みを生かし、国・県・市等、複数の研究機関が立地され、様々な研究が行われています。</p> <p>同センターの移転により、研究や開発において相互に連携し、さらなる水産業の振興が期待できるほか、水産高校や三重大学水産実験所などもあることから、新規ビジネスを創出する人材の育成や企業等の参入促進などが期待できます。</p> <p>本県における農林水産業やサービス業等の食関連産業は、豊かな食材や多様な食文化などの高いポテンシャルを有していることから、今後は成長産業化の取り組みを推進することにより、地域社会の形成を産業振興の観点からめざしていくこととしています。</p> <p>また、農山漁村におけるしごとの創出に向け、経営の高度化や6次産業化、企業参入などが促進されるよう、地域資源を活用した商品の開発や販路開拓、情報発信、人材の育成、事業環境の整備などを地域が実情に応じて組み合わせ、一体的に進められるよう支援しています。</p> <p>鳥羽市においても、平成26年度には、水産業と観光業の連携により、双方の産業の活性化を目的とした「鳥羽市漁業と観光の連携促進計画」を策定したところであり、今後は本計画に沿った事業展開により、産業振興、さらには、まち自体の元気につないでいくこととしています。</p> <p>なお、本県は中部圏・関西圏の結節点に位置し、交通アクセスも良く、将来的にはリニア中央新幹線の開通によりさらに利便性が向上します。</p> <p>(水産関係機関)</p> <p>○研究施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国立研究開発法人水産総合研究センター増養殖研究所(南伊勢町)</li> <li>・同研究センター増養殖研究所 玉城庁舎(玉城町)</li> <li>・三重県水産研究所(志摩市)</li> <li>・三重県栽培漁業センター(志摩市)</li> <li>・鳥羽市水産研究所(鳥羽市)</li> </ul> <p>○高等学校・大学研究機関</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・名古屋大学理学部菅島臨海実験所(鳥羽市)</li> <li>・国立鳥羽商船高等学校(鳥羽市)</li> <li>・三重大学大学院水産実験所(志摩市)</li> <li>・県立水産高等学校(志摩市)</li> </ul> <p>○民間水産部門等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海の博物館(鳥羽市)</li> <li>・ミキモト真珠研究所(志摩市)</li> </ul>
<p>⑥ 誘致のための条件整備の案 ※少なくとも、以下のことについて、誘致自治体による協力の在り方を含めた条件整備の案を示してください。 ア 施設の確保等</p>	<p>施設の確保： 市が所有する建物及び土地が利用可能です。</p>

<p>移転先の施設の確保・設置のための具体的な条件整備の案を示すこと。</p> <p>イ 職員の居住環境確保への協力 職員の居住環境の確保について、国または独立行政法人等に協力すること。</p>	<p>職員の居住環境確保： 地域事情を考慮しながら紹介等を行なえるよう協力します。 松尾工業団地は職員用住宅用地として活用可能です。</p>
<p>⑦ その他誘致にあたり解決すべき課題への対応策の案 ※上記の他、当該施設の誘致の提案にあたって、解決すべきと考えられる論点とそれへの対応案を記述してください。</p>	<p>特にありません。</p>
<p>⑧ 関係する市町村の意見等  ※当該誘致について、関係する市町村の意見等を記述してください。</p>	<p>地域の発展のためには、基幹産業の一つである水産業の振興は必要不可欠です。水産総合研究センターと既設の関係機関の新たな連携が生まれることで、水産業のさらなる振興が促進されるとともに、新たな人口流入につながると期待されるため、施設誘致は大きなメリットがあると考えています。</p>
<p>⑨ 道府県等の提案団体の担当課長担当者</p>	
<p>職名・氏名</p>	<p>三重県 戦略企画部 政策提言・広域連携課 課長 笠谷 昇</p>
<p>電話番号（直通）</p>	<p>059-224-2089</p>
<p>電子メールアドレス</p>	<p>kouiki@pref.mie.jp</p>
<p>⑩ 道府県等の担当団体の担当者 ※今後、事務局との連絡を担当するものを記入してください。</p>	
<p>職名・氏名</p>	<p>三重県 戦略企画部 政策提言・広域連携課 主幹 平子 順一</p>
<p>電話番号（直通）</p>	<p>059-224-2089</p>
<p>電子メールアドレス</p>	<p>kouiki@pref.mie.jp</p>

**別紙様式** 地方創生に資すると考えられる政府関係機関の地方移転に係る提案

※記入にあたっては、「政府関係機関の地方移転に係る道府県等の提案募集要綱」を参照してください。また、適宜、参考資料を添付してください。

<p>① 道府県等の提案団体の名称</p>	<p>三重県</p>
<p>② 関係市町村の名称</p>	<p>志摩市</p>
<p>③ 誘致を希望する政府関係機関の名称 ※まとまりのある一部分の組織・機能の移転や地方拠点の設置を希望する場合は、そのことが分かるよう記載してください。</p>	<p>「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 石油開発技術本部 技術センター（TRC）」の一部部署の移転</p>
<p>④ 誘致先の予定地 ※土地・建物の所有者、住所、面積、交通アクセス等当該予定地の現況を記載してください。</p>	<p>○市立成基小学校（H28.4月から利用可） 所有者：志摩市 住所：志摩市磯部町山原 785 面積：1,734㎡ 交通アクセス等：近鉄志摩磯部駅から車で10分</p>
<p>⑤ 誘致の必要性・効果</p> <p>※以下のア、イの内容について必ず記載してください。</p> <p>ア 地方版総合戦略の重要な要素であること。 当該地方公共団体の総合戦略の重要な要素と、誘致する機関の業務・機能が密接に関連し、総合戦略の目標達成にとって当該機関の移転が重要な要因となるものであること。また、例えば研究機関の移転であれば、特定分野の産学官の研究集積又は当該分野の関係産業の集積がなされている等、現状において一定の強みを持つものであること。（併せて地方版総合戦略の案の該当部分を参考資料として添付してください。）</p> <p>イ 国の機関としての機能確保 当該機関が現在地から当該道府県に移転することにより、国の機関としての機能が確保でき、運用いかんによってはむしろ向上することが期待できること。（例えば、移転により当該道府県以外の道府県の利便性が悪化し、国全体としての機能が低下しないか、移転により現在機能が集積していることの強み・メリットを損なうことにならないか等の問題点があったとしても、それを上回るだけの移転のメリットがあるか、など。）</p>	<p>志摩半島沖では、平成24年度にメタンハイドレートの海洋産出試験が「石油天然ガス・金属鉱物資源機構 石油開発技術本部 技術センター（TRC）」により実施されており、平成28年2月から調査再開・同年度後半にメタンガスの採取が始まることとなっていることから、同センターを本県に誘致することにより、新エネルギーの研究開発拠点となること目指します。</p> <p>産出試験場所は志摩市から約50kmの至近距離にあることから、過去には試掘資材や採取物の陸揚げ協力を行ったこともあり、地理的優位性を活かした効率的な研究・開発が行えると考えています。</p> <p>また、本県の四日市市には石油化学コンビナートを中心に、国内有数の化学メーカーが集積しており、メタンガスを活用した化学産業の振興が期待されています。加えて、川越町には中部電力LNG火力発電所（480万kW）があることから、発電用の燃料としての活用も期待されます。</p> <p>こうしたことから、平成35年以降の商業化にあたっては、四日市市を中心とした既存企業等の参入が期待でき、ビジネス（しごと）の創出が可能になると考えています。</p> <p>こういった本県の強みを活かし、現在策定中の「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、地域資源や地理的条件などの地域特性を生かした安全で安心なエネルギーの創出の促進に取り組むとともに、地域の自立的かつ持続的な成長を促すため、地域特性を活かした新エネルギーの導入やそれに伴う環境・エネルギー分野に関連する具体的なビジネス（しごと）の創出を図るなど、エネルギー産業の振興を図ることとしています。</p> <p>志摩市の総合戦略は現在検討中であり、8月上旬を目途に原案、11月上旬を目途に最終案を作成し、年度内には策定させる予定です。</p> <p>人口減少は地域の課題であり、社会減を抑制することが1つの目標となるため、当該施設が志摩市に移転することで、社会減の抑制、地元雇用機会の創出、結婚及び子育て世代の増加などを期待しています。</p> <p>移転地域である志摩市には光ケーブル網が整備されており、ネット環境については都市部と遜色ありません。また、本県は中部圏・関西圏の結節点に位置し、交通のアクセスも良く、将来的にはリニア中央新幹線の開通によりさらに利便性が向上します。</p>
<p>⑥ 誘致のための条件整備の案 ※少なくとも、以下のことについて、誘致自治体による協力の在り方を含めた条件整備の案を示してください。</p> <p>ア 施設の確保等 移転先の施設の確保・設置のための具体的な条件整備の案を示すこと。</p> <p>イ 職員の居住環境確保への協力 職員の居住環境の確保について、国または独立行政法人等に協力すること。</p>	<p>施設の確保： 当該施設は、土地及び建物を含め全て市の所有物であり平成27年度末をもって学校統廃合により利用しない施設となります。 現時点では、平成28年度以降の利活用を検討する中で、石油天然ガス・金属鉱物資源機構 石油開発技術本部 技術センターの誘致を希望します。</p> <p>職員の居住環境確保： 職員宿舎については、民間の賃貸住宅施設が近隣に点在しているため、地域の活性化の観点から、可能な限り民間施設等をご利用いただければと考えておりますが、専用の宿舎について強い要望がある場合には、改めてご相談いただければと考えています。</p>
<p>⑦ その他誘致にあたり解決すべき課題への対応策の案 ※上記の他、当該施設の誘致の提案にあたって、解決すべきと考</p>	<p>特にありません。</p>

えられる論点とそれへの対応案を記述してください。	
<b>⑧ 関係する市町村の意見等</b>  ※当該誘致について、関係する市町村の意見等を記述してください。	<p>独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 石油開発技術本部技術センター（TRC）の移転は、本市における地方創生の実現の一助になるだけでなく、エネルギー産業の振興を目指す三重県における基盤整備の成功事例、さらには国の機関の地方移転の優良事例になるものと考えています。</p> <p>誘致先の施設は、築 22 年が経過していますが、これまで雨漏り等もなく修繕せず利用可能な施設となっています。また、誘致先は、本地域において懸念される南海トラフ地震による津波浸水被害区域からは離れており、校舎及び屋内体育館ともに、一般の耐震基準より厳しい学校基準での耐震力を有しています。</p> <p>立地条件及び施設の状況ともに、市内でも非常に恵まれた施設です。国の機関に移転して頂くことで再利用がなされれば、安定的な施設の利用が期待でき、新たに志摩市民が増えるという観点においても、これ以上ない効果が期待できますので、是非移転をして頂ければと切望しています。</p>
<b>⑨ 道府県等の提案団体の担当課長担当者</b>	
職名・氏名	三重県 戦略企画部 政策提言・広域連携課 課長 笠谷 昇
電話番号（直通）	059-224-2089
電子メールアドレス	kouiki@pref.mie.jp
<b>⑩ 道府県等の担当団体の担当者 ※今後、事務局との連絡を担当するものを記入してください。</b>	
職名・氏名	三重県 戦略企画部 政策提言・広域連携課 主幹 平子 順一
電話番号（直通）	059-224-2089
電子メールアドレス	kouiki@pref.mie.jp

## 別紙様式 地方創生に資すると考えられる政府関係機関の地方移転に係る提案

※記入にあたっては、「政府関係機関の地方移転に係る道府県等の提案募集要綱」を参照してください。また、適宜、参考資料を添付してください。

<p>① 道府県等の提案団体の名称</p>	<p>三重県</p>
<p>② 関係市町村の名称</p>	<p>尾鷲市</p>
<p>③ 誘致を希望する政府関係機関の名称 ※まとまりのある一部分の組織・機能の移転や地方拠点の設置を希望する場合は、そのことが分かるよう記載してください。</p>	<p>「国立研究開発法人 防災科学技術研究所」の一部部署の移転  ※海洋研究開発機構（JAMSTEC）地震津波海域観測研究開発センターの「地震津波海域観測システム（DONET）」が、平成 28 年度から防災科学技術研究所に移管されることから、その業務を行う部署を本県に移転します。</p>
<p>④ 誘致先の予定地  ※土地・建物の所有者、住所、面積、交通アクセス等当該予定地の現況を記載してください。</p>	<p>○旧市立九鬼中学校 所有者：尾鷲市 住所：尾鷲市九鬼町 面積：4,387 m<sup>2</sup>、 交通アクセス：JR 九鬼駅から車で 3 分（約 1 km）  ※その他の候補地あり</p>
<p>⑤ 誘致の必要性・効果  ※以下のア、イの内容について必ず記載してください。 ア 地方版総合戦略の重要な要素であること。 当該地方公共団体の総合戦略の重要な要素と、誘致する機関の業務・機能が密接に関連し、総合戦略の目標達成にとって当該機関の移転が重要な要因となるものであること。また、例えば研究機関の移転であれば、特定分野の産学官の研究集積又は当該分野の関係産業の集積がなされている等、現状において一定の強みを持つものであること。（併せて地方版総合戦略の案の該当部分を参考資料として添付してください。）  イ 国の機関としての機能確保 当該機関が現在地から当該道府県に移転することにより、国の機関としての機能が確保でき、運用いかによってはむしろ向上することが期待できること。（例えば、移転により当該道府県以外の道府県の利便性が悪化し、国全体としての機能が低下しないか、移転により現在機能が集積していることの強み・メリットを損なうことにならないか等の問題点があったとしても、それを上回るだけの移転のメリットがあるか、など。）</p>	<p>尾鷲市中には、海洋研究開発機構（JAMSTEC）の地震・津波観測監視システム（DONET）が設置（※平成 28 年度から DONET は防災科学技術研究所に移管予定）されていることから、南海トラフ巨大地震に対する研究拠点を目指し、同研究所の該当部門を移転させたいと考えています。 本県と三重大学で設置した「みえ防災・減災センター」では、防災人材の育成や、地域・企業への相談支援、DONET システムの防災・減災活動への活用方法の検討など、産学官が一体となって取り組んでいることから、同研究所を移転することにより、より実践的な取組・研究が期待できるため、市町の防災施策と連携を行いながら防災減災対策の強化につなげていきます。 なお、本県では、同研究所と同時に気象庁を誘致することとしており、南海トラフ巨大地震への対応だけでなく、頻発・激甚化する水害・土砂災害などの大規模災害に対応する観測・研究拠点をめざし、国民及び県民の安全・安心につなげていきたいと考えています。  防災・減災対策を最優先で進めていくことについては、本県が平成 24 年に策定し、概ね 10 年先を見据えた本県の戦略計画「みえ県民力ビジョン」において、「災害等の危機から命と暮らしを守るための危機管理対策」として緊急かつ重点的に取り組む緊急課題解決プロジェクトに位置付けています。 また、現在策定中の「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」においても、安心して暮らせる地域づくりのため、外国人住民も含めた地域ぐるみの防災対策を推進し、地域防災力の向上を図るとともに、災害発生時に迅速かつ的確に活用できるよう、新たな防災情報提供システム（三重県防災情報プラットフォーム）を構築し、防災情報の共有化を推進することとしています。 尾鷲市においても、災害に強い「命のまちづくり」を住民と行政の協働・連携により推進しており、情報伝達手段として、エリアワンセグシステム端末の市内全戸配布、津波予測浸水区域・土砂災害危険区域を記載した最新のハザードマップの配布等、様々な取り組みを通じて防災面の強化を図っています。  産学官が連携しながら、より専門的な見地から南海トラフ巨大地震に対する研究を行い、地域が一体となって防災力の向上に取り組むことは、防災科学技術研究所の理念の一つでもある、「地域から国際社会にわたる様々な外部機関との連携に努め、防災に係る科学技術の発展を図る」という「広域連携」とも合致するものです。災害軽減という国の政策課題に対する新しい研究開発拠点として、本研究所、三重県、尾鷲市のそれぞれにとって極めて有意義な移転であると考えます。  なお、本県は中部圏・関西圏の結節点に位置し、高速道路延伸による交通のアクセスも良く、将来的にはリニア中央新幹線の開通によりさらに利便性が向上します。</p>
<p>⑥ 誘致のための条件整備の案 ※少なくとも、以下のことについて、誘致自治体による協力の在り方を含めた条件整備の案を示してください。 ア 施設の確保等 移転先の施設の確保・設置のための具体的な条件整備の案を示すこと。</p>	<p>施設の確保： 現在は、体育館等一部施設については地区住民等が利用中であり、敷地内に地区コミュニティセンターがあります。 利用計画の変更や地域住民、関係者の調整は市で行います。 必要があれば、その他の利用可能な施設や土地の利用について検討可能です。</p>

<p>イ 職員の居住環境確保への協力 職員の居住環境の確保について、国または独立行政法人等に協力すること。</p>	<p>職員の居住環境確保： 市で所有する宿舍はありませんが、空き家バンク制度などを活用し、できる限り協力いたします。</p>
<p>⑦ その他誘致にあたり解決すべき課題への対応策の案 ※上記の他、当該施設の誘致の提案にあたって、解決すべきと考えられる論点とそれへの対応案を記述してください。</p>	<p>特にありません。</p>
<p>⑧ 関係する市町村の意見等  ※当該誘致について、関係する市町村の意見等を記述してください。</p>	<p>尾鷲市には、防災科学技術研究所が来年度から管理・運用する「地震・津波観測監視システム（DONET）」古江陸上局舎が存在していることから、同研究所が本市に移転し、研究活動を行う意義は十分にあるものと思われます。移転により、地域における雇用の場の創出が図れ、加えて職員又はその家族の転居が期待されるだけでなく、これまでの本市の防災施策の取組に併せて地域住民の防災・減災に対する気運の醸成が図れることが期待できます。また、防災面のイメージが強化されることから、「安全・安心な居住環境」を市内外にアピールすることで、定住・移住対策につなぐことが期待できます。</p>
<p>⑨ 道府県等の提案団体の担当課長担当者</p>	
<p>職名・氏名</p>	<p>三重県 戦略企画部 政策提言・広域連携課 課長 笠谷 昇</p>
<p>電話番号（直通）</p>	<p>059-224-2089</p>
<p>電子メールアドレス</p>	<p>kouiki@pref.mie.jp</p>
<p>⑩ 道府県等の担当団体の担当者 ※今後、事務局との連絡を担当するものを記入してください。</p>	
<p>職名・氏名</p>	<p>三重県 戦略企画部 政策提言・広域連携課 主幹 平子 順一</p>
<p>電話番号（直通）</p>	<p>059-224-2089</p>
<p>電子メールアドレス</p>	<p>kouiki@pref.mie.jp</p>

## 別紙様式 地方創生に資すると考えられる政府関係機関の地方移転に係る提案

※記入にあたっては、「政府関係機関の地方移転に係る道府県等の提案募集要綱」を参照してください。また、適宜、参考資料を添付してください。

① 道府県等の提案団体の名称	三重県						
② 関係市町村の名称	津市、伊勢市						
③ 誘致を希望する政府関係機関の名称 ※まとまりのある一部分の組織・機能の移転や地方拠点の設置を希望する場合は、そのことが分かるよう記載してください。	「教員研修センター」の研修の一部を開催						
④ 誘致先の予定地  ※土地・建物の所有者、住所、面積、交通アクセス等当該予定地の現況を記載してください。	<p>○三重大学 所有者等：国立大学法人 三重大学 住所：津市栗真町屋町 1577 番地 交通アクセス：近鉄江戸橋駅から車で 3 分（徒歩 15 分） 近鉄津駅から三重交通バス 三重大学前</p> <p>○皇学館大学 所有者等：学校法人 皇学館 住所：伊勢市神田久志本町 1704 番地 交通アクセス：近鉄宇治山田駅から車で 4 分（徒歩 20 分） 近鉄宇治山田駅から三重交通バス 皇学館大学前</p>						
⑤ 誘致の必要性・効果  ※以下のア、イの内容について必ず記載してください。 ア 地方版総合戦略の重要な要素であること。 当該地方公共団体の総合戦略の重要な要素と、誘致する機関の業務・機能が密接に関連し、総合戦略の目標達成にとって当該機関の移転が重要な要因となるものであること。また、例えば研究機関の移転であれば、特定分野の産学官の研究集積又は当該分野の関係産業の集積がなされている等、現状において一定の強みを持つものであること。（併せて地方版総合戦略の案の該当部分を参考資料として添付してください。）  イ 国の機関としての機能確保 当該機関が現在地から当該道府県に移転することにより、国の機関としての機能が確保でき、運用いかによってはむしろ向上することが期待できること。（例えば、移転により当該道府県以外の道府県の利便性が悪化し、国全体としての機能が低下しないか、移転により現在機能が集積していることの強み・メリットを損なうことにならないか等の問題点があったとしても、それを上回るだけの移転のメリットがあるか、など。）	<p>本県では、次代を担う子どもたちが自らの個性に応じて能力を最大限に発揮できる環境づくりと複雑化する社会で生き抜く力の育成が重要であると捉えています。</p> <p>そのため、子どもの能力の育成と人口減少に対応する教育体制の確保の観点から、すべての子どもたちが、それぞれの個性を伸ばし、確かな学力を身につけるとともに、健やかに育ち、「自立する力」「共生する力」を備えている状況をめざしており、学力・体力の向上やキャリア教育の充実、コミュニティ・スクールや ICT を活用した授業の推進などに取り組むと同時に、教員の指導力向上を図ることとしています。</p> <p>こうしたことから、教員研修センターの研修の一部を本県で実施し、本県総合教育センターや県内市町教育委員会等と連携し、本県の教育力の向上を目指していきたいと考えています。</p> <p>外国人生徒の増加といった本県独自の課題や、本県固有の歴史・文化資源を活用した研修の実施が可能であり、地方目線による研修の実現が見込めることから、研修機能の向上に資することが可能です。</p> <p>なお、本県は中部圏・関西圏の結節点に位置し、交通アクセスも良く、将来的にはリニア中央新幹線の開通によりさらに利便性が向上します。</p>						
⑥ 誘致のための条件整備の案 ※少なくとも、以下のことについて、誘致自治体による協力の在り方を含めた条件整備の案を示してください。 ア 施設の確保等 移転先の施設の確保・設置のための具体的な条件整備の案を示すこと。 イ 職員の居住環境確保への協力 職員の居住環境の確保について、国または独立行政法人等に協力すること。	<p>施設の確保： 教員養成課程を有する三重大学・皇学館大学に研修場所を提供いただき、実施します。 開催にあたっては両大学と実施時期等についての調整が必要であり、会場使用料（要協議）も発生する見込みです。</p> <p>職員の居住環境確保： 講座実施時における職員の方や研修者の宿泊施設については、会場近くのホテルが提供可能です。宿泊枠の確保について協力します。</p>						
⑦ その他誘致にあたり解決すべき課題への対応策の案 ※上記の他、当該施設の誘致の提案にあたって、解決すべきと考えられる論点とそれへの対応策を記述してください。	教員研修センターの開催する講座や実施時期は、大学側の授業カリキュラムと調整の上進めていくこととします。						
⑧ 関係する市町村の意見等  ※当該誘致について、関係する市町村の意見等を記述してください。	宿泊施設や飲食店の利用、市内の周遊による経済効果が期待できます。また、大学等を会場として各種研修が定期的に開催されることは、教育研究都市としてのイメージを高めることにも繋がると考えています。						
⑨ 道府県等の提案団体の担当課長担当者	<table border="1"> <tr> <td>職名・氏名</td> <td>三重県 戦略企画部 政策提言・広域連携課 課長 笠谷 昇</td> </tr> <tr> <td>電話番号（直通）</td> <td>059-224-2089</td> </tr> <tr> <td>電子メールアドレス</td> <td>kouiki@pref.mie.jp</td> </tr> </table>	職名・氏名	三重県 戦略企画部 政策提言・広域連携課 課長 笠谷 昇	電話番号（直通）	059-224-2089	電子メールアドレス	kouiki@pref.mie.jp
職名・氏名	三重県 戦略企画部 政策提言・広域連携課 課長 笠谷 昇						
電話番号（直通）	059-224-2089						
電子メールアドレス	kouiki@pref.mie.jp						

<b>⑩ 道府県等の担当団体の担当者</b> ※今後、事務局との連絡を担当するものを記入してください。	
職名・氏名	三重県 戦略企画部 政策提言・広域連携課 主幹 平子 順一
電話番号（直通）	059-224-2089
電子メールアドレス	kouiki@pref.mie.jp



**別紙様式** 地方創生に資すると考えられる政府関係機関の地方移転に係る提案

※記入にあたっては、「政府関係機関の地方移転に係る道府県等の提案募集要綱」を参照してください。また、適宜、参考資料を添付してください。

<p>① 道府県等の提案団体の名称</p>	<p>三重県</p>
<p>② 関係市町村の名称</p>	<p>伊勢市</p>
<p>③ 誘致を希望する政府関係機関の名称 ※まとまりのある一部分の組織・機能の移転や地方拠点の設置を希望する場合は、そのことが分かるよう記載してください。</p>	<p>「自治大学校」の研修の一部を開催  ※自治大学校のカリキュラムのうち、「女性幹部養成プログラム等の特別課程」を本県で開催します。</p>
<p>④ 誘致先の予定地  ※土地・建物の所有者、住所、面積、交通アクセス等当該予定地の現況を記載してください。</p>	<p>○皇学館大学 所有者等：学校法人 皇学館 住所：伊勢市神田久志本町1704番地 交通アクセス：近鉄宇治山田駅から車で4分（徒歩20分） 近鉄宇治山田駅から三重交通バス 皇学館大学前</p>
<p>⑤ 誘致の必要性・効果  ※以下のア、イの内容について必ず記載してください。 ア 地方版総合戦略の重要な要素であること。 当該地方公共団体の総合戦略の重要な要素と、誘致する機関の業務・機能が密接に関連し、総合戦略の目標達成にとって当該機関の移転が重要な要因となるものであること。また、例えば研究機関の移転であれば、特定分野の産学官の研究集積又は当該分野の関係産業の集積がなされている等、現状において一定の強みを持つものであること。（併せて地方版総合戦略の案の該当部分を参考資料として添付してください。）  イ 国の機関としての機能確保 当該機関が現在地から当該道府県に移転することにより、国の機関としての機能が確保でき、運用いかによってはむしろ向上することが期待できること。（例えば、移転により当該道府県以外の道府県の利便性が悪化し、国全体としての機能が低下しないか、移転により現在機能が集積していることの強み・メリットを損なうことにならないか等の問題点があったとしても、それを上回るだけの移転のメリットがあるか、など。）</p>	<p>自治大学校の「女性幹部養成プログラム等の特別課程」を本県で開催し、本県を含め県内市町の女性幹部登用を進めるとともに、民間企業を含め、女性活躍の推進につなげていきたいと考えています。  本県では、男女が共に働きやすい職場環境づくりに向け、企業におけるワーク・ライフ・バランスの取組を進め、誰もが安心して働き続けられる状況を目指しています。 そのため、子どもの育ちや子育てを支えていくという趣旨に賛同する企業等を増やし、活発に活動されるような環境づくりを進めていることや、「女性の大活躍推進三重県会議」を設置し、女性の活躍推進の輪を拡げていくとともに、セミナーの開催、女性人材の育成などの取組を関係機関等と連携して事業を行っています。  現在策定中の「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」においても、企業における働き方を見直し、男女が共に働きやすい魅力ある職場環境づくりを実現することにより、県内企業の競争力を維持・向上させ、地域活性化を実現させることとしています。 そのためには、企業への働きかけや取組の支援、気運の醸成などを通して、仕事と妊娠・出産・子育て等を両立しながら、希望する形で就労でき、女性が活躍できる環境整備に努めることが必要です。 こうしたことから、自治大学校の同特別課程を本県で実施し、市町や本県男女共同参画センター等とも連携し、「働く場、働き方の質の向上」を実現させることにより、女性が活躍できる環境整備に努めていきたいと考えています。 本県の今までの女性活躍施策のノウハウや、経済界や地域の方との協力・連携体制等も講座開催にあたって協力できる部分が多く、研修効果を高めることが期待できます。  なお、本県は中部圏・関西圏の結節点に位置し、交通のアクセスも良く、将来的にはリニア中央新幹線の開通によりさらに利便性が向上します。</p>
<p>⑥ 誘致のための条件整備の案 ※少なくとも、以下のことについて、誘致自治体による協力の在り方を含めた条件整備の案を示してください。 ア 施設の確保等 移転先の施設の確保・設置のための具体的な条件整備の案を示すこと。 イ 職員の居住環境確保への協力 職員の居住環境の確保について、国または独立行政法人等に協力すること。</p>	<p>施設の確保： 皇学館大学に研修場所を提供いただき、実施します。 開催にあたっては大学と実施時期等についての調整が必要であり、会場使用料（要協議）も発生する見込みです。  職員の居住環境確保： 講座実施時における職員の方や研修者の宿泊施設については、最寄駅近くのホテルが提供可能です。宿泊枠の確保について協力します。</p>
<p>⑦ その他誘致にあたり解決すべき課題への対応策の案 ※上記の他、当該施設の誘致の提案にあたって、解決すべきと考えられる論点とそれへの対応策を記述してください。</p>	<p>自治大学校の同特別課程の内容や実施時期は、大学側の授業カリキュラムと調整の上進めていくこととします。</p>
<p>⑧ 関係する市町村の意見等  ※当該誘致について、関係する市町村の意見等を記述してください。</p>	<p>宿泊施設や飲食店の利用、市内の周遊による経済効果が期待できます。また、大学等を会場として各種研修が定期的に開催されることは、教育研究都市としてのイメージを高めることにも繋がると考えています。</p>

<b>⑨ 道府県等の提案団体の担当課長担当者</b>	
職名・氏名	三重県 戦略企画部 政策提言・広域連携課 課長 笠谷 昇
電話番号（直通）	059-224-2089
電子メールアドレス	kouiki@pref.mie.jp
<b>⑩ 道府県等の担当団体の担当者 ※今後、事務局との連絡を担当するものを記入してください。</b>	
職名・氏名	三重県 戦略企画部 政策提言・広域連携課 主幹 平子 順一
電話番号（直通）	059-224-2089
電子メールアドレス	kouiki@pref.mie.jp

三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略  
(仮称) 中間案

平成27年6月  
三重県



# 目次

1. 総合戦略の位置づけ.....	1
2. 県の役割.....	1
3. 人口の現状.....	1
(1) 人口動態.....	1
(2) 自然減の要因分析.....	2
(3) 社会減の要因分析.....	2
(4) 人口減少及び人口構成の変化がもたらす課題.....	2
4. 基本的な視点.....	3
(1) 「まち・ひと・しごと創生」政策5原則.....	3
(2) 県独自の視点.....	3
5. めざす姿.....	5
6. 基本目標と基本的な取組方向、取組項目.....	7
(1) 自然減対策.....	7
(2) 社会減対策.....	34
7. 基盤づくり～自然減対策及び社会減対策を支えるベース～.....	60
8. 効果検証のしくみ.....	61
(1) 検証体制.....	61
(2) PDCA サイクル.....	61

## 1. 総合戦略の位置づけ

「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略（仮称）」は、平成 26（2014）年 12 月 27 日に策定された国の「長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を勘案するとともに、現在策定中の「三重県人口ビジョン（仮称）」と一体となって策定するものです。また、本県の人口減少の課題に的確に対応させるとともに、地域の自立的かつ持続的な活性化を図るため、現状と課題、めざす姿、そして最初の 5 年間（平成 27 年度～平成 31 年度）の基本的な取組方向と取組項目を示すものです。

## 2. 県の役割

人口減少に関する課題に取り組み、地域の自立的かつ持続的な活性化を実現するには、すべての県民、関係者等が自らの地域と人口減少に関わる現状と課題を正しく理解し、めざすべき姿を共有した上で、アクティブ・シチズン<sup>1</sup>としてより一層の協創を進めることが重要です。このため県は、本戦略に基づく取組を着実に推進するとともに、積極的な情報発信やさまざまな立場の人や組織を結びつける取組などを推進します。

また、県の総合戦略と市町の総合戦略が車の両輪となり、相乗効果を発揮して、地域全体の魅力を高めていくことができるよう、市町と緊密な連携・協力を進め、総合調整を図ります。

## 3. 人口の現状

### （1）人口動態

- 本県の総人口は、平成 19（2007）年の約 187 万 3 千人をピークに減少に転じており、平成 26（2014）年 10 月 1 日現在の人口は約 182 万人となっています。
- 生産年齢人口<sup>2</sup>は、平成 7（1995）年にピークを迎え、以降、減少に転じています。また、年少人口<sup>3</sup>は戦後、第 1 次ベビーブームと第 2 次ベビーブームの時を除いて一貫して減少を続けています。老年人口<sup>4</sup>は、一貫して増加を続けており、1990 年代後半には年少人口を上回っています。
- 自然増減については、平成 17（2005）年以降は死亡数が出生数を上回る自然減が続いています。直近 3 年間（平成 24（2012）～平成 26（2014）年）の出生数の平均は約 1 万 5 千人、死亡数の平均は約 1 万 9 千人で、約 4 千人の自然減となっています。

<sup>1</sup> 社会における自らの役割と責任を自覚し、積極的に社会に参画する住民をあらわす言葉。

<sup>2</sup> 生産活動に従事する年齢の人口で、15～64 歳の人口。

<sup>3</sup> 0～14 歳の人口。

<sup>4</sup> 65 歳以上の人口。

- 社会増減については、戦後から昭和 53（1978）年までは社会減となっていました。昭和 54（1979）年から平成 10（1998）年までの 20 年間は、昭和 59（1984）年を除き社会増となりました。しかし、平成 11（1999）年以降は、社会減の傾向が継続しており、直近 3 年間（平成 24（2012）～平成 26（2014）年）の転入数の平均は 2 万 7 千人、転出数の平均は 3 万人で、約 3 千人の社会減となっています。

## （2）自然減の要因分析

- 本県の合計特殊出生率<sup>5</sup>は、昭和 50（1975）年から全国平均を上回って推移しており、平成 25（2013）年は 1.49 と全国 20 位でした。
- 合計特殊出生率は、女性の未婚率と有配偶出生率<sup>6</sup>で説明できますが、本県の女性の未婚率は全国平均よりも低い一方、有配偶出生率は全国平均より低くなっています。
- 第 3 回「みえ県民意識調査」によると、20～30 歳代の未婚者の 8～9 割が「いずれ結婚するつもり」と回答するなど、若い方の多くは結婚を希望していますが、結婚していない理由を聞いたところ、「出逢いがない」「理想の相手に出逢えていない」「収入が少ない」が上位を占めています。また、理想の子どもの数の平均が 2.5 人であるのに対し、実際の子どもの数の平均は 1.6 人に止まっています。

## （3）社会減の要因分析

- 本県では、男女ともに、10～19 歳→15～24 歳の若年層が大きく転出超過となっています。
- 男性は、上記の若年層以外は減少傾向にあるものの転入超過となっており、20～29 歳→25～34 歳の転入超過は比較的大きくなっていますが、転出超過をカバーするには至らず、全年齢階層で見ると転出超過となっています。女性においても同様の傾向となっていますが、平成 17（2005）年から平成 22（2010）年にかけて 20～30 歳代の転入超過が転出超過に転じています。
- 直近 3 年間（平成 23（2011）～25（2013）年）の地域ブロック別の移動状況をみると、東京圏、中部、関西に対して転出超過となっており、年々転出超過数が増加しています。

## （4）人口減少及び人口構成の変化がもたらす課題

- 経済の供給面では、生産年齢人口の減少に伴う、労働や地域活動の担い手不足による人材獲得の地域間競争の拡大や供給制約からの経済の低迷などが懸念されます。
- 需要面では、人口減少そのものを原因とする国内消費の低迷により、内需産業の縮

<sup>5</sup> 15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。

<sup>6</sup> 49 歳までの有配偶女性千人に対する出生数の割合。

小とそれに伴う雇用の減少が懸念されます。

- また、総人口に占める従属年齢人口<sup>7</sup>割合の増加に伴う社会保障関連経費の増加と、生産年齢人口の減少に伴う税収の減少による財政の悪化が懸念されます。さらにこのことから、人口減少対策をはじめとするさまざまな政策課題への対策のための財源捻出が困難になるとともに、公共インフラをはじめとする社会資本の維持も困難になることが懸念されます。
- このほか、人口の流出や高齢化等による都市や集落の機能低下・喪失などが懸念されます。

## 4. 基本的な視点

総合戦略の策定にあたっては、国の「まち・ひと・しごと創生」政策 5 原則をふまえるとともに、本県独自の視点に基づくものとします。

### (1) 「まち・ひと・しごと創生」政策 5 原則

#### ① 自立性

各施策が一過性の対症療法的なものにとどまらず、構造的な問題に対処し、地域・民間事業者・個人等の自立につなげます。

#### ② 将来性

自主的かつ主体的に、夢を持って前向きに取り組むことを支援します。

#### ③ 地域性

各地域の実態に合った施策を支援します。

#### ④ 直接性

最大限の成果を上げるため、ひとの移転・しごとの創出やまちづくりを直接的に支援する施策を集中的に実施します。

#### ⑤ 結果重視

PDCA メカニズムの下、具体的な数値目標を設定し、効果検証と改善を実施します。

### (2) 県独自の視点

#### ① 自然減対策と社会減対策

自然減対策と社会減対策を両輪として人口減少に立ち向かうこととし、自然減対策は「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」を基本にライフステージ（子ども・思春期、若者／結婚、妊娠・出産、子育て）ごとに取組を進めるとともに、社会減対策はライフシーン（学ぶ、働く、暮らす）ごとに課題を掘り下げ、対策を検討します。

<sup>7</sup> 14 歳までの年少人口と 65 歳以上の老年人口を合計した人口。



※「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」の「働き方」については、社会減対策「働く」に取組を記載します。

## ②「攻めの対策」と「守りの対策」

人口減少の抑制をめざす「攻めの対策」とともに、今後数十年にわたり継続する人口減少及び人口構成割合の変化への適応をめざす「守りの対策」に取り組み、県民が安心して暮らし続けられる三重を実現します。

## ③「三重県らしさ」と「三重県ならではの」

本県の強み、弱みを含めた「三重県らしさ」を意識するとともに、他県との差別化の武器となる「三重県ならではの」を追求します。

### 【本県の強み】

- ・温暖な気候と豊かな自然環境に恵まれている一方で、名古屋圏、関西圏に隣接しており、交通の結節点に位置しています。
- ・一人当たりの製造品出荷額等は日本一。民間シンクタンクが実施した中期経済成長率予測でも平均 1.6%と日本一であり、今後も成長が期待される電子部品・デバイス、輸送機械産業を基幹産業として抱え、ものづくり県としての強みがあります。
- ・海山の幸に恵まれ、松阪牛、伊賀牛、伊勢エビなどの食に関わるブランドを多数抱えています。また、伊勢神宮をはじめ世界遺産の熊野古道、全国有数のテーマパーク、海女、忍者など、観光資源にも恵まれています。

### 【本県の弱み】

- ・主要都市が広く分散しており人口の集積が少ないこと、名古屋圏、関西圏に隣接していることなどから、高次の都市機能が相対的に弱くなっています。
- ・県南部は、地理的・経済的に不利な条件にある地域が多くなっています。
- ・大学収容力<sup>8</sup>が全国 46 位と低くなっています。（平成 24（2012）年度）

## ④「量」の拡大と「質」の向上

課題の解決においては、「量」の拡大のみをめざすのではなく、「質」の向上もめざした検討を行います。

## ⑤ファクト（事実）とロジック（論理）

戦略策定後の PDCA サイクルを確実に機能させるため、ファクト（事実）に基づき現状と課題を的確に捉え目標を設定した上で、ロジック（論理）に基づき目標達成までの道筋を仮説として設定し、効果的な政策パッケージを構築します。

## ⑥条件不利地域への対応

人口減少による過疎・高齢化が進展し、地理的、経済的に不利な条件にある地域

---

<sup>8</sup> 県内高校から大学に進学する者に占める県内大学への進学者の割合。

等、地方創生の取組を推進するうえで、それらの地域の特性を踏まえた特段の配慮が求められます。地域コミュニティの維持が極めて厳しい状況になっている中山間地域などは、市町等の主体的な取組に対する県の支援が必要となっています。特に、北中部地域と比較し人口減少率の大きい南部地域については、県の南部地域活性化の取組を踏まえた検討が必要です。

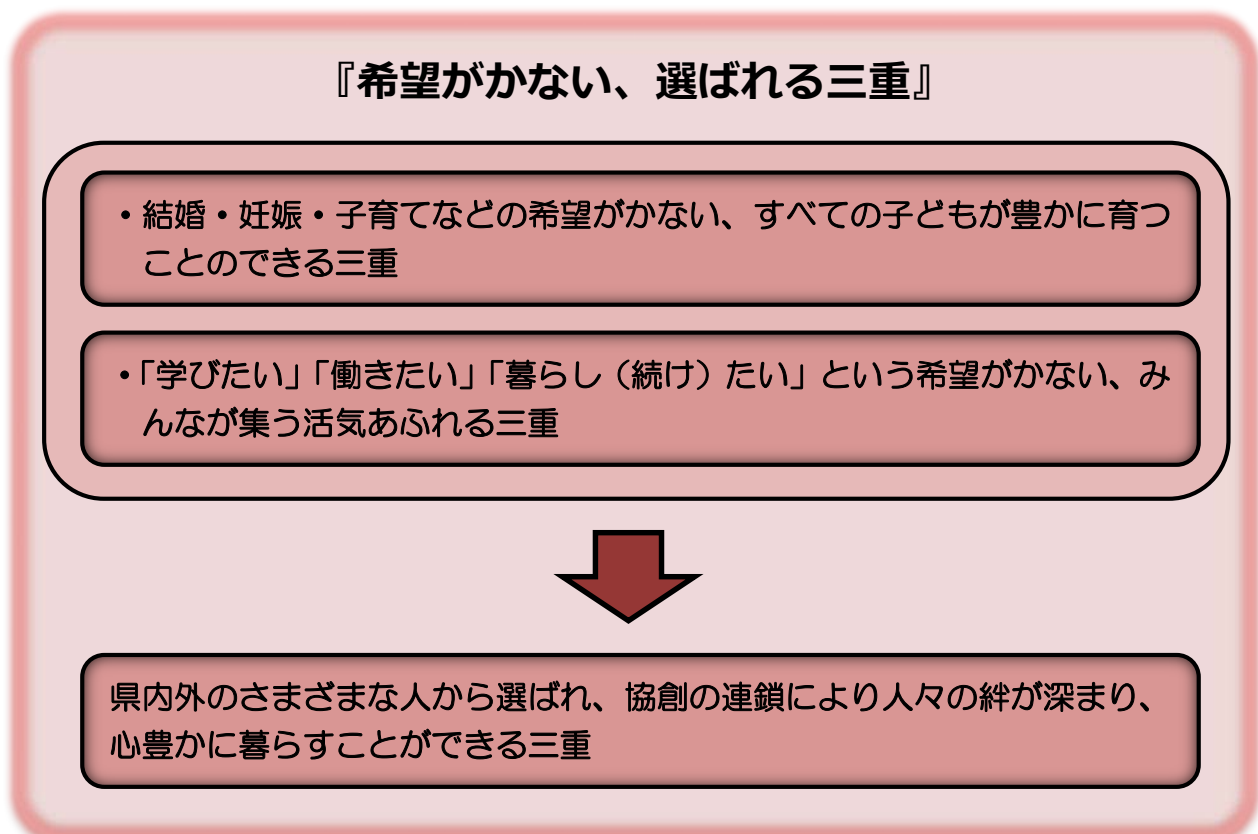
#### ⑦人づくりと戦略的な広報

中長期的に本県が他県との差別化を図りながら自立的に発展していくには、今と次代を担う「人づくり」の視点が重要となります。また、現状と課題、めざす姿、成果をすべての県民及び関係者等と共有するとともに、県内外のさまざまな立場の人に本県の魅力を伝えるには、「戦略的な広報」の視点が不可欠となります。

#### ⑧「県内圏域」「県境」「分野」を越えた連携

政策パッケージの構築にあたっては、政策効果を高めるため、「県内圏域」「県境」「分野」などを越えた連携という視点で検討します。

## 5. めざす姿



本戦略がめざす三重の姿を『希望がかない、選ばれる三重』とし、その実現に向けて「まち・ひと・しごと創生」を一体的に進めていきます。

具体的には、自然減対策と社会減対策を両輪として取組を推進することで、「希望する人が結婚したいときに結婚でき、子どもを産みたい人が産みたいときに安心して子どもを産み育てることができ、すべての子どもが、障がいの有無や生まれ育った家庭環境にかかわらず、豊かに育つことができる社会」と、「県民一人ひとりの「学びたい」「働きたい」「暮らし（続け）たい」といったそれぞれの希望がかなうことで、みんなが集う、豊かさを実感できる活気あふれる社会」の実現をめざします。

また、取組の推進にあたっては、自立して行動する県民“アクティブ・シチズン”による協創を一層進め、上記の社会を実現することにより、本県への新しい人の流れを創り、最終的なめざす姿である「県内外のさまざまな人から選ばれ、協創の連鎖により人々の絆が深まり、心豊かに暮らすことができる三重」を具現化することで、みえ県民カビジョンの基本理念である「幸福実感日本一の三重」につなげていきます。

## 6. 基本目標と基本的な取組方向、取組項目

人口減少を克服し、めざす姿である『希望がかない、選ばれる三重』を実現するため、第4章でお示した県独自の8つの視点に基づき、自然減対策と社会減対策を両輪とする2つの観点から「まち・ひと・しごと創生」に取り組みます。

### (1) 自然減対策

**基本目標** ～結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、すべての子どもが豊かに育つことのできる三重～

#### 数値目標 1

県の合計特殊出生率（平成25年 1.49）を、○年間で、県民の結婚や出産の希望がなかった場合の水準（「希望出生率」※<sup>1</sup>）である〇〇まで引き上げます。

#### 数値目標 2

「地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合」※<sup>2</sup>（平成26年度 55.6%）を、○年間で〇〇%まで引き上げます。

※1 県民の結婚や出産の希望がなかったと仮定した場合に想定される合計特殊出生率の水準を指す。

「希望出生率」＝〔既婚者割合×予定子ども数＋未婚者割合×未婚結婚希望割合×理想子ども数〕×離別等効果

- ・試算方法は日本創成会議の報告書に基づく。
- ・予定子ども数と離別等効果は日本創成会議報告書のデータ、それ以外はみえ県民意識調査のデータを採用。

※2 みえ県民カビジョンにおいて政策分野「子どもの育ちと子育て」に設定した幸福実感指標。現状値は第4回みえ県民意識調査（平成27年1月実施）の結果に基づくもの。

◎ 自然減対策は「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」を基本としていることから、ここでの基本目標や2つの数値目標の項目は、当該プランで設定したおおむね10年先のめざすべき社会像や総合目標の項目をそのまま引用しています。

基本目標を達成させるために、今後5年間で取り組む内容として、4つのライフステージごとに、次の基本的な取組方向を設定し、それぞれのめざす姿を実現するための取組を進めていきます。（基本的な取組方向の詳細は、10ページから33ページを参照してください。）

### ライフステージ1 子ども・思春期

#### 【基本的な取組方向と取組項目】

##### 1 ライフプラン教育の推進

- ① 幼児、小中高生向けの教育
- ② 大学生、学卒後の若者向けの普及啓発

## 2 子どもの貧困対策

- ① 学習支援
- ③ 生活相談、支援
- ④ 進学支援

※「ライフステージ4 子育て」にも記載があります。

## 3 児童虐待の防止

- ① 望まない妊娠への対応
- ② 虐待があった家族への支援
- ③ 市町の児童相談体制の強化
- ④ 関係機関の連携強化

## 4 社会的養護の推進

- ① 里親委託の推進
- ② 里親の養育技術の向上
- ③ 施設整備の促進
- ④ 施設の職員体制の充実や人材育成

### ライフステージ2 若者／結婚

#### 【基本的な取組方向と取組項目】

## 5 若者の雇用対策

- ① 不本意非正規雇用者への支援
- ② 企業への啓発
- ③ 若者と企業とのマッチング
- ④ U・Iターン就職の促進（再掲）
- ⑤ 農林水産業への就業支援
- ⑥ 南部地域市町への支援

## 6 出逢いの支援

- ① 結婚を希望する方への情報提供
- ② 結婚支援に取り組む市町、団体の支援
- ③ 南部地域の出逢いの場づくり支援
- ④ 企業の結婚支援の取組支援

### ライフステージ3 妊娠・出産

#### 【基本的な取組方向と取組項目】

## 7 不妊に悩む家族への支援

- ① 相談や情報提供
- ② 経済的支援

- ③ 企業における休暇制度の導入の働きかけ
- 8 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実
  - ① 市町の母子保健サービスの取組支援
  - ② 市町の産後ケアの取組支援
- 9 周産期医療体制の充実と在宅での療養・療育支援
  - ① 人材の確保・育成
  - ② 総合的なネットワーク体制の構築
  - ③ ハイリスク分娩への対応
  - ④ 重症新生児への高度・専門的医療の提供

※「ライフステージ4 子育て」にも記載があります。

## ライフステージ4 子育て

### 【基本的な取組方向と取組項目】

- 2 子どもの貧困対策
  - ② ひとり親の就業支援
 

※「ライフステージ1 子ども・思春期」にも記載があります。
- 9 周産期医療体制の充実と在宅での療養・療育支援
  - ⑤ 在宅での療育・療養支援
 

※「ライフステージ3 妊娠・出産」にも記載があります。
- 10 保育・放課後児童対策などの子育て家庭の支援
  - ① 保育士の確保と処遇改善
  - ② 低年齢児保育の拡充
  - ③ 病児・病後児保育の拡充
  - ④ 放課後児童クラブや放課後子ども教室の充実
  - ⑤ 孫育てなど地域の子育て支援
- 11 男性の育児参画の推進
  - ① 普及啓発、情報提供
  - ② 人材の育成
  - ③ 企業等への働きかけ
- 12 発達支援が必要な子どもへの対応
  - ① 三重県こども心身発達医療センター（仮称）及び併設する特別支援学校の整備
  - ② 市町の取組支援
  - ③ 発達障がい児等に対する支援ツールの導入促進
  - ④ 発達支援が必要な子どもを育てる家族への支援

〔ライフステージ1 子ども・思春期〕  
1 ライフプラン教育の推進

めざす姿

家庭生活や家族の大切さ、妊娠・出産や性に関する医学的知識等の習得が子どもたちを含めた若い世代の間に広がり、自らのライフプランを考える基盤ができている状況をめざします。

重要業績評価 指標(KPI)	指標名	現状値	31年度

現状と課題

- 核家族化が進行し、地域の結びつきも弱くなる中、子どもたちが、家庭を築くことや家庭生活や家族の大切さなどについて考える機会が少なくなっています。
- 妊娠や出産に関して、不妊の原因の半分は男性にあるということや、医学的見地から妊娠・出産には適齢期があること※1は十分に知られていません※2。結婚や妊娠・出産などについては個人の考え方や価値観が尊重されることが大前提ですが、医学的に正しい知識を知らないことにより、結果として妊娠・出産の希望がかなわないことは避ける必要があります。
- これらのことから、子どもたちを含めた若い世代に、妊娠・出産や性に関する医学的に正しい情報等や自らのライフプランを考える機会を提供することの必要性が高まっています。県では、小中学生を対象に乳児ふれあい体験を行う市町や中学生へのライフプラン教育を行う市町を支援するとともに、成人式においても啓発を行っています。また、高校生を対象に、保育体験の機会を充実させ、ライフプランや結婚、妊娠・出産や性、子育て等をテーマとした講演会を開催しています。

※1 女性の卵細胞は年齢とともに老化し、35歳前後から妊娠力が下がり始め、40歳を過ぎると妊娠はかなり難しくなります。また、流産や出産時のリスクも高くなります。ホルモンバランスがよく、子宮や卵巣の問題が少なく、心身、卵巣機能、卵細胞が元気な妊娠・出産の適齢期は女性にとって25歳から35歳前後と言われていています。さらに男性も年齢とともに精子の数や運動能力の低下があるとされています。

※2 内閣府「母子保健に関する世論調査」(平成26年7月)によると、20歳代の16.4%は、女性の年齢によって妊娠しやすさに違いがあることを「知らない」と回答。また、日本の妊娠にかかわる知識の習得度は先進国の中で低い水準にあるとの調査結果もあります。

## 取組方向

- 幼児が生活を通して家族の愛情に気づき、家族を大切にしようとする気持ちが育つ取組を進めます。
- 小中学生が乳児への愛着を育んだり家族観を醸成できるよう努め、中学生へのライフプラン教育を推進します。
- 家庭生活と家族の大切さや家族の役割を考える教科等の教育活動の充実を図ります。
- 高校生が家庭を築くことや子育てに関する意義を考え、妊娠・出産や性に関する医学的知識等を正しく身につける取組を進めます。
- 大学生に対して妊娠・出産や性に関する正しい知識が身に付くよう、普及啓発を進めます。
- 企業の若手職員など卒業後の若者が、妊娠・出産や性に関する正しい知識が身につくよう普及啓発を進めるとともに、ライフプランとキャリアプランについて考える機会を提供します。

## 取組項目と主な取組内容

### ① 幼児、小中高生向けの教育

- 公立幼稚園の教員等を対象に、幼児が生活を通して家族の愛情に気づき、家族を大切にしようとする気持ちが育つようにするため、講演会の開催を進めます。（教育委員会事務局）
- 各市町や教育委員会等と連携した乳児とのふれあい体験などの取組を進めることにより、小中学生が乳児への愛着を育んだり家族観を醸成できるよう努めます。また、中学生へのライフプラン教育を推進します。（健康福祉部子ども・家庭局）
- 公立小中学校の教員等を対象に、家庭生活と家族の大切さや家族の役割を考える教科等の教育活動の充実を図るため、講演会の開催を進めます。（教育委員会事務局）
- 高校生が家庭を築くことや子育てに関する意義を考え、妊娠・出産や性に関する医学的知識等を正しく身につけることができるよう、保育体験の機会充実やライフプラン、結婚、子育て等をテーマとした講演会の開催等を進めます。（教育委員会事務局）

### ② 大学生、学卒後の若者向けの普及啓発

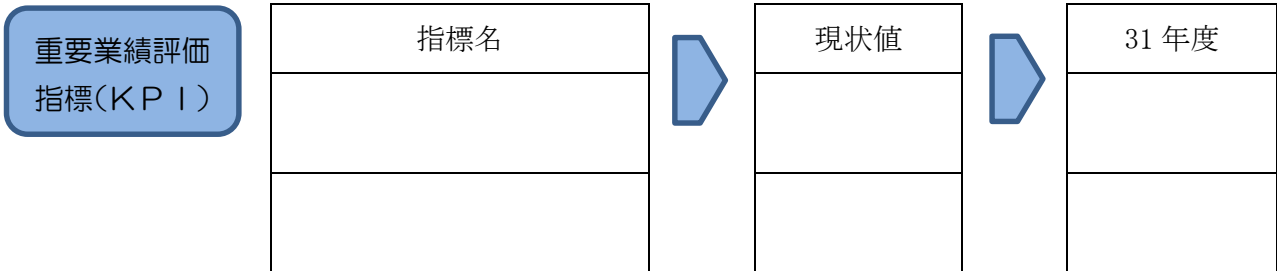
- 県内の大学と連携し、大学生に対して妊娠・出産や性に関する正しい知識が身に付くよう、出前講座等により普及啓発を進めます。（健康福祉部子ども・家庭局）
- 企業や経済団体等と連携し、企業の若手職員など卒業後の若者を対象として、妊娠・出産や性に関する正しい知識が身につくよう普及啓発を進めるとともに、アドバイザーの派遣等ライフプランとキャリアプランについて考える機会を提供します。（健康福祉部子ども・家庭局）



〔ライフステージ1 子ども・思春期〕・〔ライフステージ4 子育て〕  
2 子どもの貧困対策

めざす姿

子どもたちが、生まれ育った家庭の経済状況にかかわらず、教育支援、生活支援、親への就労支援等によって、夢と希望を持って成長できる環境整備が図られている状況をめざします。



現状と課題

- 平均的な所得の半分を下回る世帯で暮らす18歳未満の子どもの割合を示す「子どもの貧困率」(全国)は平成24年時点で16.3%、大人が1人のひとり親家庭では54.6%となっています。(平成25年国民生活基礎調査)
- ひとり親家庭の就業を取り巻く環境は依然として厳しく、県内の母子世帯の母の約8割が就労している一方で、約6割が就労収入200万円未満という状況です。安定した雇用と収入の確保に向け、就労支援を強化する必要があります。
- 生活保護世帯の中学生の高校進学率は、一般世帯と比較して低い傾向にあるなど、いわゆる「貧困の連鎖」の防止に向けて取り組む必要があります。
- 「貧困の連鎖」を断ち切るためにも、子どもの貧困の実態をふまえて、総合的な対策を推進する必要があります。

取組方向

- 家庭の経済的な環境等で子どもの将来が左右されることがないように、教育の機会均等を図ります。
- 生活困窮家庭の子どもについて、相談、支援を行います。また、ひとり親家庭等が、情報交換を行うとともに、互いに相談し支え合える場づくりに取り組みます。
- ひとり親の就業を支援し、自立支援を行います。

## 取組項目と主な取組内容

### ① 学習支援

○学校を子どもの貧困対策のプラットフォームとして位置づけ、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの効果的な配置を進めていくとともに、地域による学習支援の活動を推進します。また、ひとり親家庭、生活困窮家庭の子ども等、支援を要する緊急度の高い子どもに対して、学習支援を行います。

(健康福祉部子ども・家庭局、教育委員会事務局)

### ② ひとり親の就業支援

○ひとり親の就業を支援するため、就業相談や職業紹介などを実施するとともに、資格や技術取得の支援を行います。

(健康福祉部子ども・家庭局)

### ③ 生活相談、支援

○生活困窮家庭の子どもについて、生活保護法または生活困窮者自立支援法に基づき相談、支援を行います。また、ひとり親家庭等が集い、情報交換を行うとともに、互いの悩みを打ち明けたり、相談し支え合う場の提供を行います。

(健康福祉部子ども・家庭局)

### ④ 進学支援

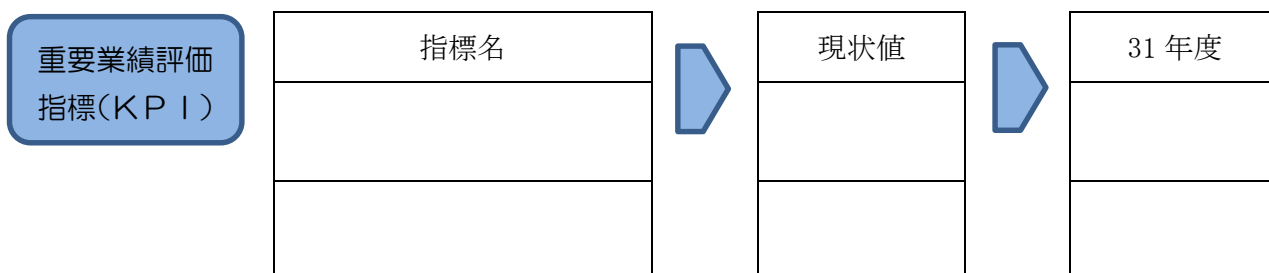
○母子父子寡婦福祉資金による子どもの進学資金等の貸付を行うとともに、児童扶養手当の適正な支給を行います。また、生活保護世帯の子どもが、高等学校等に進学する際には、入学料、入学考査料等を支給します。さらに、三重県高等学校等修学奨学金の返還猶予の要件に、産休・育休等を理由とする場合を加えます。

(健康福祉部子ども・家庭局、教育委員会事務局)

〔ライフステージ1 子ども・思春期〕  
3 児童虐待の防止

めざす姿

地域社会全体で児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応が進み、虐待被害から子どもが守られている状況をめざします。



現状と課題

- 県内の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、平成 21 年度以降、毎年過去最多を更新しており、平成 25 年度には 1,117 件となっています。
- 虐待者の6割弱が実母で、被虐待児童の約半数が0歳から5歳の乳幼児となっているなど、子育て中の母親に育児をはじめとするさまざまなストレスがかかることが虐待を誘発している現状があります。特に、生命の危険を伴う乳児への虐待においては、望まない妊娠など妊娠期からのリスクが大きな要因となっており、虐待予防に向けて、医療と保健、福祉との一層の連携強化が課題です。
- 虐待通告時の初期対応の的確性、客観性を高めるために開発したリスクアセスメントツールに加え、初期対応以降における児童・家庭への的確な支援を行うためのアセスメントの充実が必要となっています。
- 市町における児童相談体制の強化に向けて、引き続き、定期協議の充実を図るなどしながら、市町においてその規模、実情に応じた体制、取組が実現できるよう支援を行うことが必要です。

取組方向

- 妊娠期からの虐待予防に向けて、望まない妊娠など予期せぬ妊娠に対する適切な支援を行うとともに、望まない妊娠の予防に向けた取組を推進します。併せて、市町、医療機関等との連携により特定妊婦を早期に把握し、必要な支援を行います。
- 児童虐待への的確な初期対応とともに、その後の再発防止、家族の再統合など家族支援に向けた適切なアセスメントを行い、関係機関による支援を的確に実施します。
- 市町の児童相談体制の強化に向け、市町職員の相談対応スキルの向上が図られるよう、人材育成支援の取組を充実します。

■市町をはじめとする関係機関の連携強化を図るため、市町要保護児童対策地域協議会の運営強化に向けた各市町の取組を支援します。

## 取組項目と主な取組内容

### ① 望まない妊娠への対応

○妊娠期からの虐待予防に向けて、引き続き望まない妊娠など予期せぬ妊娠に対する電話相談窓口の周知を行うとともに、望まない妊娠の予防に向けた取組を推進します。併せて、市町、医療機関等との連携により特定妊婦を早期に把握し、必要な支援を行います。

(健康福祉部子ども・家庭局)

### ② 虐待があった家族への支援

○児童相談所の法的対応や介入型支援を強化するとともに、児童虐待への的確な初期対応と、その後の再発防止、家族の再統合など家族支援に向けた適切なアセスメントを行い、関係機関による支援を的確に実施します。

(健康福祉部子ども・家庭局)

### ③ 市町の児童相談体制の強化

○市町の児童相談体制の強化に向け、市町との定期協議の充実を図るなど市町職員の相談対応スキルの向上が図られるよう、人材育成支援の取組を充実します。

(健康福祉部子ども・家庭局)

### ④ 関係機関の連携強化

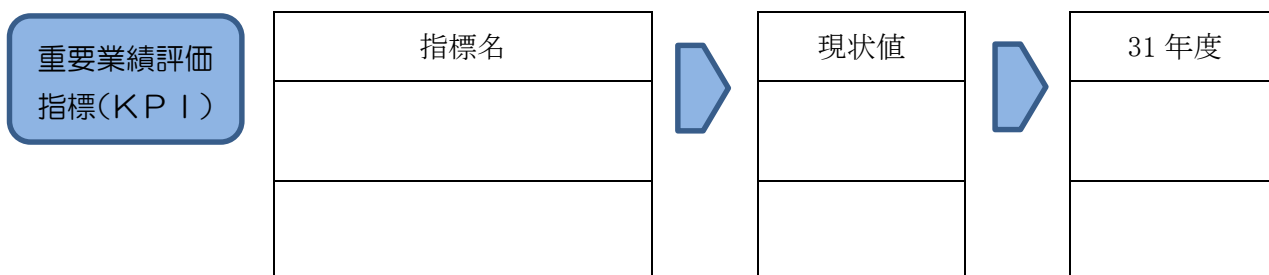
○市町をはじめとする関係機関の連携強化を図るため、市町要保護児童対策地域協議会の運営強化に向け、専門的な助言を行うアドバイザーを派遣するなど各市町の取組を支援します。

(健康福祉部子ども・家庭局)

〔ライフステージ1 子ども・思春期〕  
4 社会的養護の推進

めざす姿

社会的養護を必要とする子どもが、できる限り家庭的な環境で養育されるよう、「三重県家庭的養護推進計画」（平成 27 年度～41 年度）に基づき、児童養護施設、乳児院の本体施設の小規模化及び小規模グループケア化、施設のない地域への分散化、及び里親・ファミリーホームへの委託が進んでいる状況をめざします。



現状と課題

- 虐待や親の養育困難など、さまざまな事情により社会的養護が必要な子どもがいます。そうした子どもに「あたりまえの生活」を保障していくため、里親やファミリーホームといった家庭養護での養育を優先的に検討するとともに、施設養護においても、できる限り家庭的な養育環境を提供していく必要があります。
- 本県における社会的養護の現状は、平成 26 年 12 月現在で、540 人の要保護児童が施設本体に 411 人、グループホームに 42 人、里親・ファミリーホームに 87 人と、その割合はおおよそ 10 : 1 : 2 であるところ、15 年後にはおおむね 1 : 1 : 1 にしていくことをめざし、今後、施設本体の小規模化（定員 45 人以下）・小規模グループケア化、グループホームの創設、及び里親・ファミリーホームへの委託の推進を図っていく必要があります

取組方向

- 市町や児童養護施設・乳児院（里親支援専門相談員等）との連携を密にし、1 中学校区 1 養育里親登録をめざして、里親制度を周知し、新たな里親登録者を増やすとともに、里親委託を推進します。
- 里親に対する相談・交流支援の充実を図るとともに、里親の養育技術の向上等を図ります。
- 児童養護施設・乳児院の小規模グループケア化や地域分散化等を推進するため、計画的に施設整備を促進します。

■要保護児童の自立支援や家庭復帰に向けて、施設の職員体制の充実や人材育成を支援します。

## 取組項目と主な取組内容

### ① 里親委託の推進

○市町や児童養護施設・乳児院（里親支援専門相談員等）との連携を密にし、1中学校区1養育里親登録をめざして、里親制度を周知し、新たな里親登録者を増やすとともに、里親委託を推進します。  
（健康福祉部子ども・家庭局）

### ②里親の養育技術の向上

○家庭養護の推進に向け、要保護児童が安定した養育環境で暮らせるように、里親に対する相談・交流支援の充実を図るとともに、里親に対する研修を充実し、養育技術の向上等を図ります。  
（健康福祉部子ども・家庭局）

### ③ 施設整備の促進

○施設養護においても家庭的な養育環境を提供できるように、児童養護施設・乳児院の小規模グループケア化、グループホームの創設や地域分散化等を推進するため、計画的に施設整備を促進します。  
（健康福祉部子ども・家庭局）

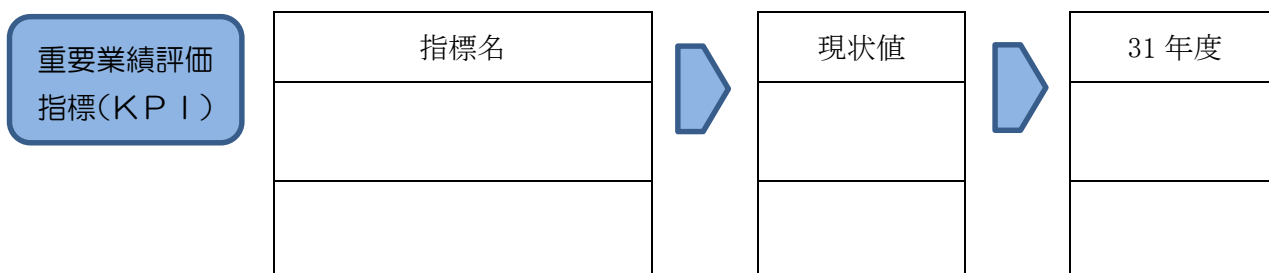
### ④施設の職員体制の充実や人材育成

○児童養護施設等に入所している要保護児童の自立支援や家庭復帰に向けて、家族再生のための親支援、施設の職員体制の充実や職員研修等による専門性の向上を図るなど人材育成を支援します。  
（健康福祉部子ども・家庭局）

〔ライフステージ2 若者／結婚〕  
5 若者の雇用対策

### めざす姿

結婚を希望する若者が安定した経済基盤を確保することができ、経済的な要因で結婚を躊躇することが少なくなっている状況をめざします。



### 現状と課題

- 平成25年の厚生労働白書では、30歳から34歳までの男性の既婚率は非正規雇用28.5%、正規雇用59.3%と大きな開きがあり、若い世代で年収300万円以下では既婚率が10%に満たないという現状となっています。
- 第3回「みえ県民意識調査」によると、若い方の8～9割は結婚を希望しているが、男性の4割以上が「収入が少ない」ことを結婚していない理由に挙げており、経済的な要因で結婚を躊躇することがなくなるよう若者の経済基盤の確保が求められています。

### 取組方向

- 若年者の安定した経済基盤の確立に向け、国等関係機関と連携し、「おしごと広場みえ」を拠点として、若年者就労を支援します。

### 取組項目と主な取組内容

#### ① 不本意非正規雇用者への支援

- 若年者を対象として、雇用形態に関する正確な知識を得るためのセミナー等を開催するとともに、正規雇用への転換を希望する非正規雇用者に対して、正規雇用への転換を支援します。  
(雇用経済部)

#### ② 企業への啓発

- 県内企業に対して、正規雇用が企業にとっても有益で重要であることを認識、理解していただくための啓発等に取り組みます。  
(雇用経済部)

③ 若者と企業とのマッチング

○「おしごと広場みえ」において中小企業のさまざまな魅力の情報発信や経営者等と若者との交流促進に取り組むなど、若者と中小企業との一層のマッチングを図ります。

(雇用経済部)

④ U・Iターン就職の促進（再掲）

○県内高校卒業生で、県外大学へ進学している学生のUターン就職の促進などについて取り組みます。

(雇用経済部)

⑤ 農林水産業への就業支援

○若者が安心して農林水産業へ参入できる環境づくりを進めます。

(農林水産部)

⑥ 南部地域市町への支援

○「南部地域活性化基金」や「南部地域活性化プログラム」のこれまでの取組を検証し、その結果を踏まえ施策の充実を図ります。

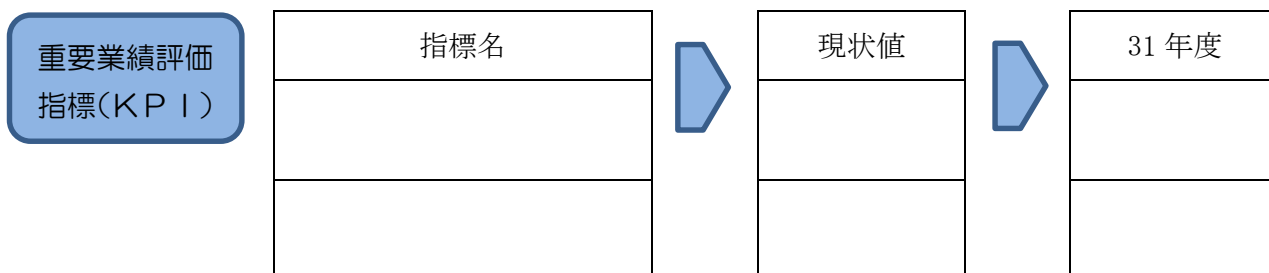
(地域連携部南部地域活性化局)



〔ライフステージ2 若者／結婚〕  
6 出逢いの支援

めざす姿

結婚を希望する方に出逢いの場がニーズに応じて提供されるとともに、県及び企業・団体・市町などの多様な主体が、それぞれの立場で結婚支援にかかる取組を推進し、県内各地域で結婚を支援する体制が整っている状況をめざします。



現状と課題

- 個人の結婚に対する考え方やライフスタイル、社会経済環境の変化などにより未婚化、晩婚化が進んでおり、少子化の大きな要因となっています。
- みえ県民意識調査において、県民全体の幸福感をみると、過去3回の調査でいずれも既婚の方は未婚の方より幸福感が高いという結果が出ています。
- このうち、第3回調査（平成25年度）において、結婚に対する意識を調べたところ、20～30歳代の未婚者の8～9割の方が「いずれ結婚するつもり」と回答しており、結婚に対する希望は若い世代を中心に非常に高くなっています。一方、本県の生涯未婚率は上昇し続け、平均初婚年齢も年々高くなっているなど、理想と現実の間には深刻なギャップが生じている状況です。
- 前述の第3回調査において、未婚者に対して結婚していない理由を併せて聞いたところ、「出逢いが無い」、「理想の相手に出逢えていない」が上位を占めていることから、結婚を希望する方に対して、これまで以上にさまざまな出逢いの機会に関する情報の提供が必要であるとともに、地域の企業や市町などが行う結婚支援の取組を活性化させ、社会全体で結婚を望む人を支援する地域づくりを進めることが必要です。
- これらのことから、県では、県民の結婚の希望をかなえるために「みえ出逢いサポートセンター」を設置し、市町等が取り組む結婚支援に関する情報提供を進めています。

取組方向

- 結婚の意義や良さを認識していただく啓発を進めるとともに、結婚を希望する方に、出逢いの場の情報提供を進めます。
- 市町や商工団体、観光団体などによる結婚を支援する取組の活性化を図ります。

- 南部地域各市町における独身男女の出逢いの場づくりなどに関する取組の支援を行います。
- 企業による従業員の結婚支援の取組が促進されるよう取り組みます。

## 取組項目と主な取組内容

### ① 結婚を希望する方への情報提供

○結婚を希望する方に、数多くの出逢いの場が提供されるよう、「みえ出逢いサポートセンター」において、各種の情報ツールを活用しながら、県内各地で開催される出逢いの機会（出逢いイベント等）について積極的に情報提供するとともに、特に若い人を中心に、結婚の意義や良さを認識していただく啓発等を進めます。  
(健康福祉部子ども・家庭局)

### ② 結婚支援に取り組む市町、団体の支援

○市町や商工団体、観光団体などによる結婚を支援する取組の活性化を図るため、市町等が行う結婚支援イベントを「みえ出逢いサポートセンター」から情報提供するほか、円滑な事業実施を支援します。  
(健康福祉部子ども・家庭局)

### ③ 南部地域の出逢いの場づくり支援

○南部地域では独身男女の出逢いの場が特に少ないことから、南部地域各市町における独身男女の出逢いの場づくりなどに関する取組の支援を行います。  
(地域連携部南部地域活性化局)

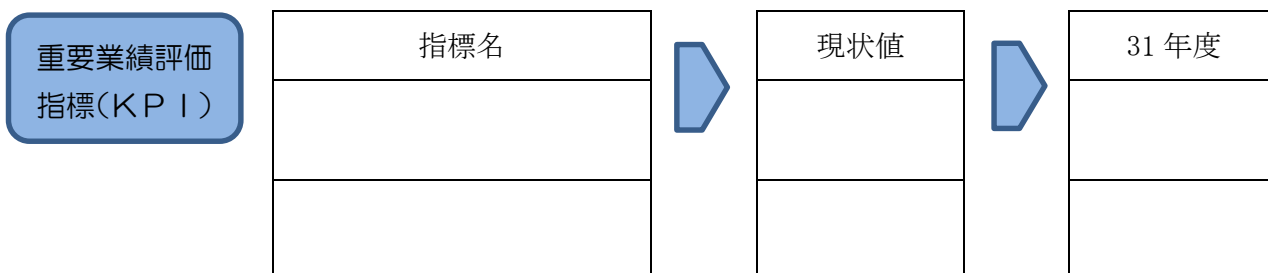
### ④ 企業の結婚支援の取組支援

○従業員の結婚支援に取り組もうとする企業に対して、その取組の一助となるよう、取組担当者に対する出逢いの場の情報提供などを行います。  
(健康福祉部子ども・家庭局)

〔ライフステージ3 妊娠・出産〕  
7 不妊に悩む家族への支援

めざす姿

不妊や不育症に悩む夫婦が安心して相談でき、治療が受けられるようになっている状況をめざします。また、男性不妊をはじめとする不妊や不育症に関する正しい知識が県民の間に広がっている状況をめざします。



現状と課題

- 結婚年齢や妊娠・出産年齢の上昇とともに不妊に悩む夫婦が増えており、不妊治療を受ける方は増加しています。しかし、特定不妊治療（体外受精・顕微授精）には高額な治療費がかかり、保険も適用されません。人工授精や不育症についても医療保険が適用されず、公的な助成制度もありません。
- 不妊の原因の半分は男性にあることが広く知られていないことから、不妊に悩む夫婦は、まず妻が産婦人科を受診し、妻に原因がないと分かって初めて夫の検査や治療を行うケースが多いのが現状です。
- これらのことから、不妊や不育症に悩む夫婦は、経済的な負担を強いられるとともに、精神的にも不安を抱えていることが多くなっています。
- 県では、平成26年度から男性の不妊治療にかかる助成制度を実施し、女性だけでなく男性も一緒に治療に参加するという意識の高まりや環境づくりを進めています。
- 県民の妊娠・出産についての希望がかなえられるよう、特定不妊治療や不育症治療等を受けた夫婦に対して費用の一部を助成することにより、不妊や不育症に悩む夫婦を経済的に支援するとともに、専門的な相談により精神的な負担を軽減する必要があります。

取組方向

- 不妊や不育症に関する相談を実施し、不妊や不育症の治療に関する情報提供を行います。
- 特定不妊治療、男性不妊治療および不育症治療への助成に一般不妊治療への助成を加えた総合的な経済的支援を行います。

■不妊治療と仕事の両立が可能となるよう、治療に関する正しい知識の普及を通じた周囲の理解促進を図るとともに、不妊治療のための休暇が取得しやすくなるよう、企業における休暇制度の導入の促進に取り組みます。

## 取組項目と主な取組内容

### ① 相談や情報提供

○不妊や不育症に関する悩み等に対応するため、「不妊専門相談センター」において不妊や不育症に関する相談や、不妊や不育症の治療に関する情報提供を行います。

(健康福祉部子ども・家庭局)

### ② 経済的支援

○特定不妊治療を受けた夫婦に対して費用の一部を助成するとともに、三重県独自の上乗せ助成事業を行います。また、男性不妊治療への助成事業や第2子以降の特定不妊治療に対する助成回数追加、不育症治療等に対する助成事業を行います。さらに平成27年度から一般不妊治療に対する助成事業を行います。

(健康福祉部子ども・家庭局)

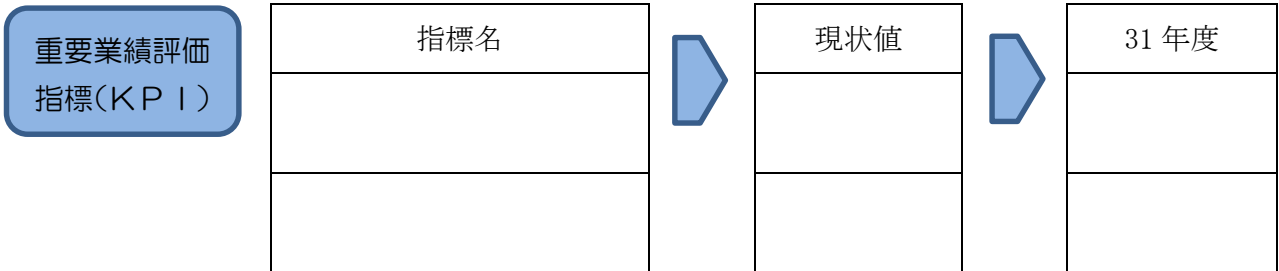
### ③ 企業における休暇制度の導入の働きかけ

○不妊治療と仕事の両立が可能となるよう、治療に関する正しい知識の普及を通じた周囲の理解促進を図るとともに、不妊治療のための休暇が取得しやすくなるよう、企業における休暇制度の導入を働きかけることについて国に提言します。

(健康福祉部子ども・家庭局)

めざす姿

出産前の健診から子どもが就学するまで、子どもだけでなく子育て家庭に関するすべての相談や支援が切れ目なく受けられ、妊産婦やその家族が安心して子どもを産み育てることができる環境づくりが進んでいる状況をめざします。



現状と課題

- 県内では、1歳6か月児健診を受診する保護者のうち、1人も相談相手がない方が毎年100人程度いると推計※1されるなど、妊産婦や育児中の親等の孤立が問題となっています。特に産院退院直後は体調が回復していない段階で初めての育児や環境変化への適応等、産婦の悩みや孤立感が高まり、このことが第2子以降の出生行動に影響を与えるという指摘があります。
- 児童虐待による死亡事例は、乳児期の子どもが多くを占めており、その背景には母親が妊娠期から一人で悩みを抱えていたり、産前産後の心身の不調や家庭環境の問題があると指摘されています。
- 現在行われている母子保健事業のなかで、産院から退院した直後のケア体制がもっとも手薄となっていることに加え、乳児家庭全戸訪問事業を実施した後のフォローを行う養育支援訪問事業の実施に至っていない市町もあります。
- これらのことから、妊娠の経過や子どもの成長過程に応じて産科・産婦人科医、小児科医、助産師や市町の保健師などがそれぞれ提供するサービスを強化するとともに、例えばフィンランドで提供されている「ネウボラ」のように、妊産婦・乳幼児ケアがすべての家族に対し継続的に提供され、利用者がワンストップで利用できる仕組みづくりが重要となっています

※1 1歳6か月児健診を受診した保護者を対象としたアンケート調査。  
平成25年度の調査(n=1,913)によると、「日常の育児で相談相手はいますか。」との質問に「1人もいない」と回答した割合は0.6%となっています。

## 取組方向

■県内どの地域においても妊産婦やその家族が必要な時に必要なサービスを受けることができるよう、三重県独自の新たな出産・育児支援体制「出産・育児まるっとサポートみえ」（三重県版ネウボラ）により取組の推進を図るとともに、市町における母子保健サービスの提供体制の整備を支援します。

## 取組項目と主な取組内容

### ① 市町の母子保健サービスの取組支援

○各市町の実情に応じて、産科・産婦人科、小児科、助産師、子育て支援センター等のネットワークを活用し、切れ目のない母子保健サービスを包括的にコーディネートする仕組みづくりを支援します。  
(健康福祉部子ども・家庭局)

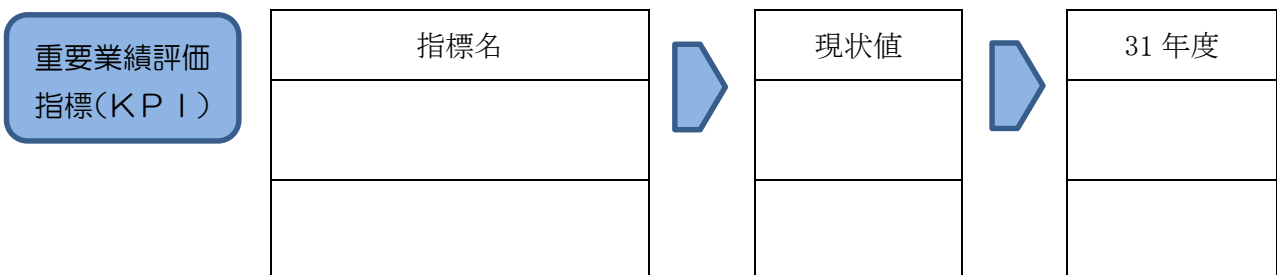
### ② 市町の産後ケアの取組支援

○支援が必要な妊婦に対し産前から計画を立て、助産所や産婦人科を利用して産後ケアの支援を受けられるようコーディネートする市町の取組を支援し、拡大を図ります。  
(健康福祉部子ども・家庭局)

〔ライフステージ3 妊娠・出産〕・〔ライフステージ4 子育て〕  
 9 周産期医療体制の充実と在宅での療養・療育支援

めざす姿

必要な産科・産婦人科医、小児科医等が確保され、安全で安心して妊娠・出産ができる環境が整うとともに、リスクの低い出産は地域の産科医療機関・助産所で行い、リスクの高い出産は周産期母子医療センターで行うといった機能分担、連携体制が構築されている状況をめざします。また、医療的ケアが必要な子どもが安心して健やかに育てられるよう、保健・医療・福祉・教育分野が連携し、総合的かつ継続的な支援が行われている状況をめざします。



現状と課題

- 本県の人口 10 万人あたりの産科・産婦人科、小児科の医師数及び助産師数、出産 1000 あたりの分娩取扱い病院に勤務する産科・産婦人科、小児科の医師数は全国平均を下回っており、周産期医療を担う人材の確保と育成を進めていく必要があります。
- 女性の晩婚化・出産年齢の高齢化などの社会情勢の変化に伴い、出産にかかるリスクが高まる恐れがあることから、リスクの高い分娩に対応する県内5つの周産期母子医療センターのネットワーク体制の構築やNICU(新生児集中治療室)等の設備整備、新生児ドクターカーの運用などにより、周産期医療体制を充実していく必要があります。
- 医療の高度化により救われる命が増えている中で、長期入院を要する小児の在宅移行への支援や、医療的ケアが必要な子どもの在宅での療養・療育支援が必要となっています。

取組方向

- 周産期医療に従事する産科・産婦人科医、小児科医が不足しているため、当該医師の確保・育成に取り組みます。また、看護職員の確保を図る中で、助産師の確保に取り組みます。

■安心・安全に出産できる体制を維持するため、引き続き周産期母子医療センターの機能の充実、産科における適切な機能分担、連携体制の構築に取り組みます。さらに、医療的ケアが必要な子どもの療育・療養支援体制の充実に取り組みます。

## 取組項目と主な取組内容

### ① 人材の確保・育成

○医師修学資金貸与制度の活用や三重県地域医療支援センターの後期臨床研修プログラムの運用等により、産科・産婦人科医や小児科医等、専門医の養成・確保を進めるとともに、助産師や認定看護師等の周産期医療を担う専門性の高い人材の確保と育成を進めます。

(健康福祉部医療対策局)

### ② 総合的なネットワーク体制の構築

○高度で専門的な周産期医療を効果的に提供するため、周産期母子医療センターを中心に地域の産婦人科と基幹病院の小児科・産婦人科との連携を図る周産期医療ネットワーク体制のさらなる充実を図ります。

(健康福祉部医療対策局)

### ③ ハイリスク分娩への対応

○ハイリスク分娩に対応する周産期母子医療センターの運営に対し支援を行うとともに、出産前後の母体、胎児および新生児の治療、管理を行うために必要となる医療機器等の設備整備を支援します。

(健康福祉部医療対策局)

### ④ 重症新生児への高度・専門的医療の提供

○地域の医療機関等で産まれた重症の新生児を周産期母子医療センターへ搬送する間、医師が高度で専門的な医療を提供することができる新生児ドクターカー（すくすく号）の運用を行います。

(健康福祉部医療対策局)

### ⑤ 在宅での療養・療育支援

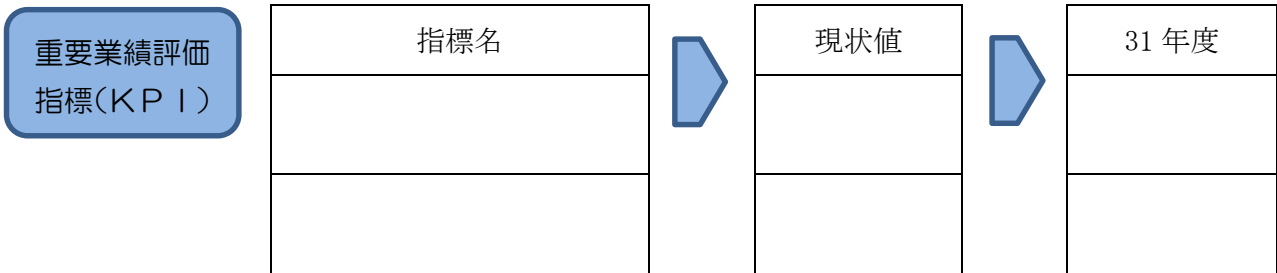
○保健・医療・福祉・教育等の多職種が協力して医療的ケアが必要な小児一人ひとりに対応できる連携体制の構築や、小児の在宅医療に対応できる訪問看護師等の医療従事者、支援の窓口となるコーディネーター、医療と療育・教育をつなぐ人材の育成等にかかる市町等の取組を支援します。

(健康福祉部医療対策局)



めざす姿

低年齢児や病児・病後児保育の充実、放課後児童対策など、子育て家庭を支える取組が進み、地域で安心して子育てができていく状況をめざします。



現状と課題

- 待機児童の発生しやすい低年齢児は、母親の職場復帰により年度途中で入所希望が増えることから、受入に支障が生じないように年度当初から保育士を確保しておく必要があります。そのためには県内の保育団体、指定保育士養成校、ハローワーク等と連携し、新たな保育士の育成・就業支援や潜在保育士の復帰支援を行うとともに、就業継続支援や処遇改善により保育士が働きやすい環境を整備する必要があります。
- 子どもが病気になったとき、子どもを預けることができる病児・病後児保育が求められています。病児・病後児保育に取り組む地域は18市町、ファミリー・サポート・センターでの病児・病後児の預かり事業は10市町、両方合わせると20市町にとどまり、病児・病後児保育に対応する市町を拡大する必要があります。(26年度)
- 子どもが小学校に入学すると、預け先が確保できないなど仕事と子育ての両立が困難であるとの理由から、それを機に働き方を見直さざるを得ない、いわゆる「小1の壁」といわれる現象も発生しており、放課後児童クラブや放課後子ども教室について、市町や保護者の要請に的確に対応していく必要があります。
- 親世代と同居または住まいが近接しているほうが子どもの数が多いという調査結果もあることから、祖父母の子育て支援を後押しすることも必要となる一方、子育て世代のすべての方が祖父母の支援を受けられるとは限らないことから、これまで以上に地域や社会が子どもの育ちや子育て家庭を支援していく必要があります。
- 第3子以上を持ちたいと考える家族が、経済的な負担が大きいため希望する人数の子どもを持つことを躊躇しているのではないかと指摘があります。
- 地域や社会では、すでに子どもの育ちや子育て家庭の支援を行っている団体や企業等がありますが、これらの取組を継続的な活動に発展させていく必要があります。

## 取組方向

- 潜在保育士の復帰支援、保育士の就業継続支援を行うとともに、保育士修学資金貸付制度の普及や保育士の処遇改善など保育士確保に取り組みます。
- 私立保育所への年度途中の入所が円滑に進むよう支援します。
- 病児・病後児保育の施設整備等を支援します。
- 必要な地域に放課後児童クラブ・子ども教室が設置され、運営できるよう、取組を支援します。
- 三重県子ども条例の基本理念等をふまえ、幼稚園教諭や保育士等が、幼児期の特性や重要性を正しく理解し、子どもの自己肯定感等を高め生涯にわたる人間形成の基礎を培うことができるよう、幼児教育を充実します。
- 多子世帯に対する支援や三世帯同居・近居の促進を図る取組など、子育ての経済的負担軽減にかかる施策について検討を進めます。

## 取組項目と主な取組内容

### ① 保育士の確保と処遇改善

○保育士・保育所支援センター事業において、潜在保育士の復帰支援、保育士の就業継続支援を行うとともに、保育士修学資金貸付制度の活用などにより、保育士確保に向けた取組を進めます。さらに、保育士の処遇改善等に努めます。  
(健康福祉部子ども・家庭局)

### ② 低年齢児保育の拡充

○年度途中の入所希望に対応するため、年度当初から保育士を確保する際の、低年齢児保育の保育士加配を支援します。  
(健康福祉部子ども・家庭局)

### ③ 病児・病後児保育の拡充

○病児・病後児保育に取り組む地域の拡大を図るため、病後児保育の施設整備や広域利用を実施する市町を支援します。  
(健康福祉部子ども・家庭局)

### ④ 放課後児童クラブや放課後子ども教室の充実

○放課後児童の健全育成を図るため、放課後児童クラブ・子ども教室の整備、拡充の支援を進めるとともに、放課後児童クラブに従事する者（放課後児童支援員、補助員等）に対して研修を実施することにより、人材の確保や資質の向上、専門性の確保を図るとともに、その処遇改善等に努めます。  
(健康福祉部子ども・家庭局)

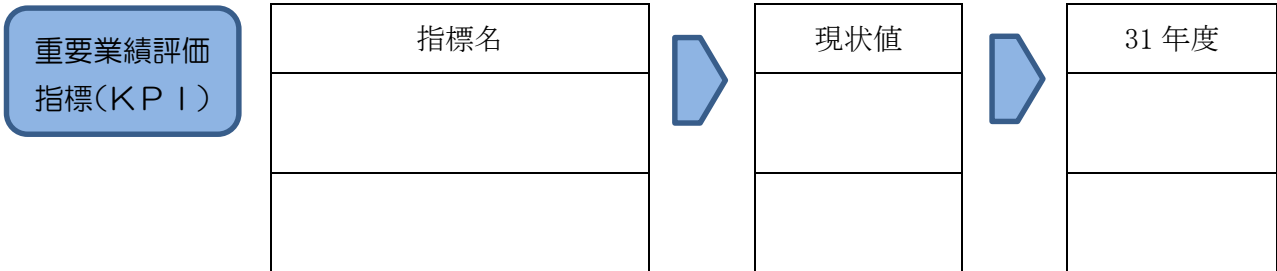
### ⑤ 孫育てなど地域の子育て支援

○子育て家庭を支える人材の育成や祖父母世代の子育て支援を行うための取組のほか、地域で活動している子育て団体の取組について、市町と連携して子育て家庭のニーズに応じた支援を進めます。また、多子世帯に対する支援等について検討を進めます。  
(健康福祉部子ども・家庭局)

〔ライフステージ4 子育て〕  
11 男性の育児参画の推進

めざす姿

職場や地域社会の中で、男性の育児参画が大切であるという考え方が広まるとともに、子どもの生き抜く力を育む子育てに男性が積極的にかかわることができるようになっている状況をめざします。



現状と課題

- 「第3回みえ県民意識調査」(平成25年度)によると、父親の育児参画に関する意識について、男性は女性より割合は低いものの、「父親も母親と育児を分担して、積極的に参加すべき」と「父親は時間の許す範囲で、育児をすればよい」を合わせると、およそ9割の方が父親も育児にかかわるべきと考えています。
- 夫の家事・育児参加時間が長いと、第2子以降の出生割合が増えるという調査結果や、夫が育児参画していないと女性の第3子の出産意欲は低下するという調査結果もありますが、職場においては長時間労働やパタニティ・ハラスメント等も存在する中で、男性の育児参画が十分に進んでいない状況にあり、地域の絆の希薄化や核家族化が進む中で、母親の育児に関する負担感は大きくなっています。
- 子どもの頃の自然体験が豊かな人ほど、大人になっても「最後までやり遂げたい」という意思や「もっと深く学びたい」という意欲が強いという調査結果もあり、子どもの生き抜く力を育てる推進役として、男性の積極的な育児参画が求められています。
- こうしたことから、本県においては、男性の育児参画の意識を高めるため、「みえの育児男子プロジェクト」を進めているところです。
- 今後も、夫婦が希望する数の子どもを産むことができる環境づくりや男性が育児に進んで取り組むことができる環境づくりを進めるために、男性の育児参画の必要性に関する普及啓発や人材の育成、企業等への働きかけが必要となっています。

## 取組方向

- 男性の育児参画についての機運を高めるため、育児に進んで参画している男性や子育て中の従業員を抱える上司（イクボス）等の取組や事例等の情報発信を行うとともに、子育て中に男性等が情報交換やアドバイス等をしあえるネットワークづくりや、必要な情報提供等を行います。
- 地域や職場等において男性の育児参画の普及啓発をけん引し、積極的に情報発信できる人材を育成するとともに、男性が子どもの生き抜く力を育てる子育てに積極的にかかわることができるよう、県民の皆さんに対する啓発活動や機会の提供等を行います。
- 職場において、仕事と育児の両立を大切にする風土づくりや、働く男性の育児参画の機運が高まることを目的に、企業等に対して情報発信等の継続的な働きかけを行います。

## 取組項目と主な取組内容

### ① 普及啓発、情報提供

○ 男性の育児参画についての機運を高めるため、さまざまな方法やかかわり方でステキな育児をしている男性や団体、子育て中の従業員を抱える上司（イクボス）等の取組や事例等の情報発信を行うとともに、子育て中の男性等が情報交換やアドバイス等をしあえるネットワークづくりや、必要な情報提供等を行います。  
(健康福祉部子ども・家庭局)

### ② 人材の育成

○ 地域や職場等において男性の育児参画の普及・啓発をけん引し、積極的に情報発信できる人材を育成するとともに、男性が子どもの生き抜く力を育てる子育てに積極的にかかわることのできるよう、県民の皆さんに対する啓発活動や機会の提供等を行います。  
(健康福祉部子ども・家庭局)

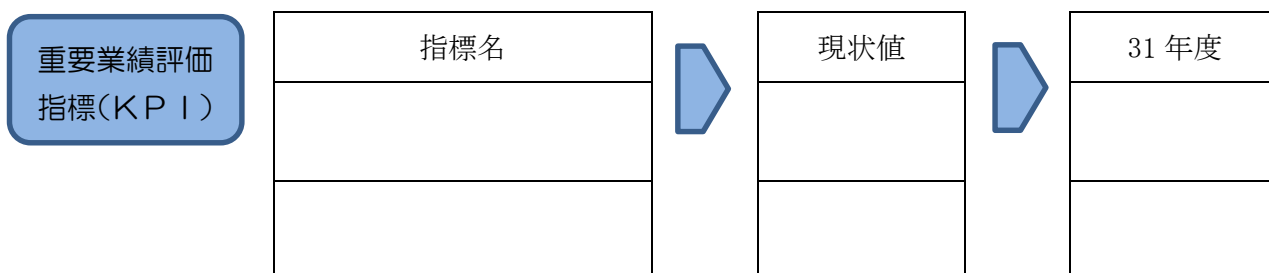
### ③ 企業等への働きかけ

○ 職場において、仕事と育児の両立を大切にする風土づくりや、働く男性の育児参画の機運が高まることを目的に、地域や職場における人材等と連携した情報発信等、企業等に対する継続的な働きかけを行います。  
(健康福祉部子ども・家庭局)

〔ライフステージ4 子育て〕  
12 発達支援が必要な子どもへの対応

めざす姿

発達支援が必要な子どもが健やかに成長できるよう、市町等との連携により途切れのない支援体制が構築されている状況をめざします。



現状と課題

- 文部科学省が平成24年に実施した調査では、通常の学級において知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の割合は6.5%であることから、適切な指導・支援を行う必要があります。
- 県内の小中学校でも、言語障がい、学習障がい(LD)、注意欠陥多動性障がい(ADHD)等を対象とする通級指導教室において指導・支援を受ける児童生徒数は、平成21年度の399人から平成26年度の708人へと約1.8倍に増加しています。
- 社会における発達障がいに対する認識の高まりを受けて、発達障がい児等への医療、福祉に関する支援ニーズも高まっています。
- 発達支援が必要な子どもに対して、身近な地域において、早期発見と成長段階に応じた適切な支援が途切れることなく行われるよう体制づくりが必要です。

取組方向

- 発達支援が必要な子どもが地域において早期に適切な支援が受けられるよう、市町に対して保健・医療・教育が連携した総合支援窓口の設置又は機能の整備を働きかけるとともに、総合相談・療育の中核となる専門性の高い人材の育成や技術的な指導助言等の支援を行います。
- 発達障がい児等に対する支援として全国に先駆けて取り組んでいる、支援ツール「CLMと個別の指導計画」を活用した支援について、保育所・幼稚園等への導入を促進するとともに、総合相談窓口での相談対応や短期入所事業の実施等、家族支援にも取り組みます。

■これらの取組を充実していくための拠点として、県立草の実リハビリテーションセンター、県立小児心療センターあすなろ学園、児童相談センターの言語聴覚機能を統合し、三重県こども心身発達医療センター（仮称）の整備とともに、新たな特別支援学校の整備を進めます。

## 取組項目と主な取組内容

### ① 三重県こども心身発達医療センター（仮称）及び併設する特別支援学校の整備

○県立草の実リハビリテーションセンター（以下「草の実RC」という。）と県立小児心療センターあすなろ学園（以下「あすなろ学園」という。）、児童相談センターの言語聴覚機能を統合し、「三重県こども心身発達医療センター（仮称）」として一体的に整備するとともに、新たな特別支援学校の整備を進めます（平成29年度開院、開校予定）。さらに、隣接する国立病院機構三重病院と連携することにより、発達支援が必要な子どもに対して、専門性の高い医療、福祉、教育が連携した支援を行うとともに、地域支援の機能を高め、発達支援の中核として県全体の総合力の向上をめざします。

（健康福祉部子ども・家庭局、教育委員会事務局）

### ② 市町の取組支援

○市町に対して保健・福祉・教育の機能が連携した総合支援窓口の設置又は機能の整備を働きかけるとともに、総合相談・療育の中核となる専門性の高い人材を育成するための市町職員等の研修受入や巡回指導における技術的支援等を行い、発達支援が必要な子どもが、成長段階に応じて適切な支援が受けられるよう環境を整備します。（健康福祉部子ども・家庭局）

### ③ 発達障がい児等に対する支援ツールの導入促進

○発達障がい児等に対する支援ツール「CLM（Check List in Mie：発達チェックリスト）と個別の指導計画」の保育所・幼稚園等への導入を促進し、子どもが集団生活で困難さを感じることなく過ごせるようにするとともに、二次的な問題行動等の予防にもつなげていきます。

（健康福祉部子ども・家庭局）

### ④ 発達支援が必要な子どもを育てる家族への支援

○草の実RC、あすなろ学園における入退所時等の関係機関（児童相談所、学校、市町、医療・福祉施設等）との調整や、障がいの理解を深めること等の不安解消に向けた取組、総合相談窓口での相談対応、短期入所事業の実施等により、家族支援を充実していきます。

（健康福祉部子ども・家庭局）

## (2) 社会減対策

**基本目標** ～「学びたい」「働きたい」「暮らし（続け）たい」という希望がかない、  
みんなが集う活気あふれる三重～

### 数値目標

県外からの転入超過数<sup>※1</sup>（平成25年〇人）を、〇年間で、〇〇人（+〇〇人）まで増加させます。

※1 転入超過数＝県外からの転入数－県外への転出数

基本目標を達成させるために、今後5年間で取り組む内容として、3つのライフシーンごとに、次の基本的な取組方向を設定し、それぞれのめざす姿を実現するための取組を進めていきます。（基本的な取組方向の詳細は、36ページから59ページを参照してください。）

### ライフシーン1 学ぶ

#### 【基本的な取組方向と取組項目】

##### 13 若者の県内定着の促進

- ① 郷土教育の推進
- ② 学びの選択肢拡大
- ③ 県内高等教育機関の魅力向上・充実
- ④ 奨学金を活用した県内定着支援
- ⑤ 若者の企業とのマッチング（再掲）
- ⑥ U・Iターン就職の促進
- ⑦ 南部地域市町への支援

##### 14 子どもの能力の育成と人口減少に対応する教育体制の確保

- ① 学力の向上
- ② キャリア教育の充実
- ③ コミュニティ・スクール等の推進
- ④ 子どもの体力向上
- ⑤ ICTを活用した分かりやすい授業の推進
- ⑥ 子どもの「生き抜く力」の育成

### ライフシーン2 働く

#### 【基本的な取組方向と取組項目】

##### 15 しごとの創出

- ① 新規需要の創出（食関連産業等における商品開発、国内外の販路拡大等）
- ② 産業の多様化（航空宇宙産業、ライフサイエンス産業等新産業の創出）
- ③ 観光の産業化
- ④ サービス産業の高付加価値化
- ⑤ エネルギー産業の振興
- ⑥ 企業誘致の推進
- ⑦ 中小企業・小規模企業の振興
- ⑧ 農林水産業の振興
- ⑨ 南部地域市町への支援

#### 16 産業人材の育成

- ① 多様なニーズに応じた人材育成と多様な人材の確保（航空宇宙産業、ライフサイエンス産業、農林水産業、建設業、運輸業、医療、福祉・介護等）

#### 17 働く場・働き方の質の向上

- ① ワーク・ライフ・バランスの推進
- ② 企業等による地域子育ての活発化
- ③ 多様な働き手の活躍の場の創出

### ライフシーン3 暮らす

#### 【基本的な取組方向と取組項目】

#### 18 総合的な移住の促進

- ① 首都圏におけるワンストップ窓口の設置による移住相談体制の確立と活用
- ② U・Iターンニーズに対応した仕事情報の一元化
- ③ 空き家のリノベーションへの支援

#### 19 安心して暮らせる地域づくり

- ① 医療、福祉・介護、買い物、生活交通など、地域での日常生活に必要な各種サービスの維持・確保
- ② 地域コミュニティの維持に向けた、市町が住民組織とともに取り組む地域づくり、人づくり、しごとづくりなどへの支援
- ③ 地域防災力の向上
- ④ 犯罪や交通事故のない安全・安心な生活環境の確保
- ⑤ 健康寿命の延伸に向けた健康対策の推進
- ⑥ 環境への負荷が少ない持続可能で魅力的な地域づくり

#### 20 地域の魅力向上

- ① 戦略的なプロモーションの推進
- ② 自然、歴史・文化、食、スポーツなど、地域資源を活用した交流促進
- ③ 南部地域市町への支援



〔ライフシーン1 学ぶ〕  
13 若者の県内定着の促進

めざす姿

県内の子どもたちが自然、歴史、文化、産業等を含めた「三重の魅力」を理解し、子どもたちの地域への愛着が育まれている状況をめざします。また、県内高校及び高等教育機関における学びの選択肢が増えるとともに、県内高等教育機関の魅力が高まることにより、三重県で学び、そして働く若者が増えていることをめざします。

重要業績評価  
指標(KPI)

指標名	現状値	31年度

現状と課題

- 「高校生・保護者アンケート（三重県戦略企画部実施）」によると、「現在、住んでいる地域にこれからも住み続けたいですか」との質問に対して、「今の地域に住み続けたい」と回答をした理由として最も多かった回答が「理由はないが、愛着を感じている」の42.4%だったことから、若者の県内定着の実現には、子どもの頃から地域への愛着を育む取組が求められています。
- 平成25年度の本県の大学収容力は43.0で全国46位と低く、県内の高校を卒業した大学進学希望者の県内大学への進学率も2割と低くなっています。また、県内大学卒業生の県内就職率も5割を切っており、大学進学時と就職時の若者の県内定着が課題となっています。

取組方向

- 子どもたちの地域への愛着を育むため、地域の良さや郷土の豊かな自然、歴史、文化、産業等を知識として理解する取組を推進します。
- 県内高等教育機関の収容力向上に向け、あらゆる方策を検討するとともに、県内高等教育機関の学生確保、魅力向上・充実、県内就職率の向上に向けた取組を推進します。
- 若者と県内の中小企業とのマッチングや、県外の大学に進学した学生のUターン就職などの促進を図ります。

## 取組項目と主な取組内容

### ① 郷土教育の推進

○子どもたちが地域の良さ等を理解し、誇りをもって語ることができる力を身につけられるよう、教材の開発とその活用・実践を推進します。また、地域のさまざまな分野で活躍する人による講話や体験活動など、地域と連携とした郷土教育や、博物館や図書館などの社会教育施設等を活用した郷土教育を推進します。  
(教育委員会事務局)

### ② 学びの選択肢拡大

○県内の工業高校が持つポテンシャルを活かしつつ、一層高度なものづくり教育を行う魅力的な教育環境を整備するため、北勢地域に工業高校の専攻科を設置します。また、大学・学部等の新增設・再編に向けた検討を進め、高等教育機関における学びの選択肢の拡大を図るとともに、全国でも低位にある大学収容力の向上をめざします。  
(戦略企画部、教育委員会事務局)

### ③ 県内高等教育機関の魅力向上・充実

○学生の確保、県内就職、地域貢献等に向けた県内高等教育機関による魅力向上・差別化の取組を支援します。また、県内高等教育機関相互及び県内高等教育機関と地域との連携による魅力向上を図るため、「高等教育コンソーシアムみえ（仮称）」を設置するとともに、学生の地域活動へのより一層の参加促進に向けた取組を推進します。  
(戦略企画部)

### ④ 奨学金を活用した県内定着支援

○県内産業や地域の活性化等に必要人材の県内定着の促進を図るため、日本学生支援機構の奨学金制度における地方創生枠を活用した奨学金減免制度の創設を検討します。  
(戦略企画部)

### ⑤ 若者の企業とのマッチング（再掲）

○「おしごと広場みえ」において中小企業のさまざまな魅力の情報発信や経営者等と若者との交流促進に取り組むなど、若者と中小企業との一層のマッチングを図ります。  
(雇用経済部)

### ⑥ U・Iターン就職の促進

○県内高校卒業生で、県外大学へ進学している学生のUターン就職の促進などについて取り組みます。  
(雇用経済部)

### ⑦ 南部地域市町への支援

○「南部地域活性化基金」や「南部地域活性化プログラム」のこれまでの取組を検証し、その結果を踏まえ施策の充実を図ります。  
(地域連携部南部地域活性化局)

### めざす姿

すべての子どもたちが、それぞれの個性を伸ばし、確かな学力を身につけるとともに、健やかに育ち、「自立する力」「共生する力」を備えている状況をめざします。

重要業績評価  
指標(KPI)

指標名	現状値	31年度

### 現状と課題

- 人口減少が進む中、現在の社会的厚生水準を維持するには県民一人ひとりの資質向上と能力発揮が必要であり、特に、次代を担う子どもたちが自らの個性に応じて能力を最大限に発揮できる環境づくりと複雑化する社会で生き抜く力の育成が重要です。
- 中山間・過疎地域等では子どもの数が減少する中、教育効果についての検討が行われた結果、小中高校の統合が行われていますが、統合がさらなる人口減少につながるものが懸念されています。これらの地域における学校小規模化による教育上の課題を十分考慮しつつ、地域住民の意向も踏まえ、教育体制の確保・充実を図る必要があります。

### 取組方向

- 授業力の向上や授業改善、主体的・協働的に学ぶ学習（アクティブ・ラーニング）の充実等により子どもの学力向上を図ります。また、すべての小中学校での体力向上の計画づくりや体力向上推進アドバイザー等による学校の取組支援、教員の指導力向上等により子どもの体力向上を図ります。
- 子どもたちの学習環境の充実を図るため、ICTを積極的に活用した学習活動を推進します。
- 子どもたちの家庭での学習習慣や生活習慣の確立を促進するとともに、地域住民等の知識や技能を活用した学習支援等、地域による学校支援の体制づくりを促進します。また、学校での学びを将来社会で役立てられるよう、教育活動全体を通じたキャリア教育を組織的・系統的に推進するとともに、学校・家庭・地域が連携したキャリア教育の充実を図ります。
- コミュニティ・スクール等を中心とする地域に開かれた学校運営の仕組みを導入し、地域との結び付きを深めます。
- 野外体験保育などの子どもの「生き抜く力」を育む取組について検討します。

## 取組項目と主な取組内容

### ① 学力の向上

○子どもたちが「学ぶ喜び」「わかる楽しさ」が実感できる授業づくりを行うため、「全国学力・学習状況調査」、「みえスタディ・チェック」、「ワークシート」の3点セットを活用するなど、教員の授業力の向上や授業改善に取り組みます。また、主体的・協働的に学ぶ学習（アクティブ・ラーニング）の充実に取り組みます。さらに、チェックシートの取組やホームページ等を活用した広報・啓発活動を通して、子どもたちの家庭での学習習慣や生活習慣の確立を促進するとともに、地域の住民等と連携・協働した学習を推進します。

（教育委員会事務局）

### ② キャリア教育の充実

○学校での学びを将来社会で役立てられるよう、教育活動全体を通じたキャリア教育を、小中高等学校の各学校段階を通じて組織的・系統的に推進します。また、地元の企業での就業体験や社会で活躍する卒業生等による授業の実施など、学校・家庭・地域が連携したキャリア教育を充実させます。

（教育委員会事務局）

### ③ コミュニティ・スクール等の推進

○子どもたちを中心に据えた「地域とともにある学校づくり」を推進するため、コミュニティ・スクール等の実践経験がある人材を「開かれた学校づくりサポーター」として市町教育委員会や学校に派遣するなど、コミュニティ・スクール等を中心とする地域等に関わった学校運営の仕組みの導入を推進します。

（教育委員会事務局）

### ④ 子どもの体力向上

○子どもたちが運動やスポーツに親しみ、体力が向上するよう、すべての小中学校における体力向上の目標設定や計画づくりに市町教育委員会と連携して取り組みます。また、指導主事や体力向上推進アドバイザーによる学校訪問や体育・スポーツを学ぶ高校生の小学校等への派遣により、学校の取組を支援します。さらに、教員対象の研修会を充実させ、指導力の向上を図るとともに、チェックシートの取組やイベント等を活用した広報・啓発活動を通して、家庭や地域の住民等と連携・協働した体力向上の取組を推進します。

（教育委員会事務局）

### ⑤ ICTを活用した分かりやすい授業の推進

○子どもたちの学習環境の充実を図るため、ICTを活用した学習活動を推進します。また、すべての教員がICTを効果的に活用して指導できるよう、教員の実態に応じた研修を実施し、授業力の向上と分かりやすい授業の実現を支援します。

（教育委員会事務局）

### ⑥ 子どもの「生き抜く力」の育成

○野外体験保育の有効性を検討するとともに、自然体験を通じて子どもの「生き抜く力」を育むことに主眼を置いた取組等を市町や関係機関と連携して進めます。

（健康福祉部子ども・家庭局）

〔ライフシーン2 働く〕  
15 しごとの創出

めざす姿

三重の強みを生かして、新しい時代を担う産業や成長産業を中心とした強じんて多様な産業構造をつくとともに、中小企業や地域資源を活用した多様なビジネス創出への支援などを総合的に行うことで、地域経済の活性化と地域の活力の向上を図り、多様な就業機会の創出をめざします。

さらに、本県の北部では製造業が集積し、南部では地域資源を活用した産業及び観光業が盛んなことや、高いポテンシャルを有する食関連産業があることなど、県内には多様な中小企業・小規模企業が数多く存在していることから、地域の特性に即した地域課題を解決していくため、企業等自らの創意工夫や地域が持つ価値や魅力などを活用した多様な地域社会の形成を産業振興の観点からめざします。

重要業績評価  
指標(KPI)

指標名	現状値	31年度

現状と課題

- 本県は、石油化学、電子部品・デバイス、輸送機械産業に強みを持っていますが、世界と直結する事業を展開している企業が数多く立地しており、世界経済の影響を受けやすいことから、強じんて多様な産業構造の構築が求められています。また、人口減少に伴い、国内消費の低迷が予想されます。このため、堅調な海外需要を取り組むための積極的な海外展開や新商品の開発など、新たな需要創出に向けた取組が求められています。
- 本県では、地域の成長戦略として平成24年7月に策定した「みえ産業振興戦略」に基づき、地域の産業振興に取り組んでいます。なお、国際情勢や国内雇用経済情勢、国の動きは常に変動し続けていることから、「みえ産業振興戦略」についても、それらを踏まえながら見直していく必要があります。
- 政府や国が進める産業競争力協議会では、公設試験研究機関の支援機能（研究力・コーディネート力）強化が求められていることから、今後、このような状況に新たに対応していく必要があります。

- 本県における農林水産業や製造業、サービス業等の食関連産業は、豊かな食材や多様な食文化、特徴ある企業の立地や特色ある人材の輩出など高いポテンシャルを有しており、今後、ポテンシャルを生かした成長産業化の取組を推進していく必要があります。
- 観光消費につながる新商品の開発、サービス産業の人材育成、農林水産物のブランド化など観光の産業化の推進が求められています。
- サービス産業は、県内総生産の約6割を占め、地域の経済・雇用を支える重要な産業であることから、生産性の向上に取り組む必要があります。
- 安定的なエネルギーの供給を図るとともに、地域の自立的かつ持続的な成長を促すため、地域特性を活かした新エネルギーの導入やそれに伴う環境・エネルギー分野におけるビジネスの創出など、エネルギー産業の振興が求められています。
- しごとの創出に向け、企業投資促進制度を活用しながら、県外からの新規企業立地や県内企業の再投資を一層促進するとともに、地方創生の観点から、企業の本社機能の県内への誘致に取り組むことが求められています。
- 中小企業・小規模企業は、本県経済をけん引し、地域社会の形成や維持に寄与するとともに、雇用の受け皿としても重要な存在であることから、中小企業・小規模企業の振興を図っていくため、環境の変化への適応や高付加価値化・販路拡大などの支援に取り組む必要があります。
- 生産年齢人口の減少に伴う労働力の減少を補うためにはTFP（全要素生産性）を高める必要がありますが、規制緩和についてもその効果が期待されることから、引き続き検討を進める必要があります。
- 「働く」に関するこれらの課題への対応にあたっては、ICT・ビッグデータの積極的な活用が求められます。

## 取組方向

- しごとの創出など新たな需要の創出に向けた取組とともに、今後成長が期待される産業（航空宇宙関連、ライフサイエンス関連、環境・エネルギー関連、食関連）の自立的な集積に向けた取組を進めます。あわせて、産業振興と連携した人材育成や就労支援と若年者の安定した就労に向けた重点的な支援に取り組みます。
- 「みえ産業振興戦略」については、策定から3年を迎えていることから、県内産業の動向や産業構造に影響を及ぼす外部環境の変化等を踏まえ、平成27年度中に改訂を行います。
- 地域の産業競争力を強化するために、国や他県の公設試験研究機関等との技術交流の推進を図るとともに、地域の企業の連携した活動を強化することにより、地域で求められる新たな価値を創造する試験研究や技術開発に取り組み、新たな産業技術を創出します。

- 世界で「和食」への注目が高まる中、牛肉や伊勢えびをはじめとする本県が誇る農林水産物や、これらの魅力を活かした食関連産業など本県の「食」のポテンシャルを発揮し、アジアをはじめ海外市場の獲得をめざす中小企業等の支援について、関係支援機関等と連携して取り組みます。
- 観光消費額の拡大、観光の産業化等の観点から、「三重県観光振興基本計画（平成28年度～31年度）」を平成27年度中に策定し、「観光」を軸としたサービス産業の振興、農林水産やものづくり産業との連携により、観光のさらなる産業化を推進します。
- 高付加価値な商品づくりや新たなサービスの創出につながる仕組みづくりを進めるとともに、コミュニティビジネスの創出支援や中小企業の経営革新などを進め、サービス産業の振興に取り組みます。
- 地域資源や地理的条件などの地域特性を生かした安全で安心なエネルギーの創出の促進に取り組むとともに、環境・エネルギー技術に関連する具体的なビジネス（しごと）の創出を図るなどの取組を進めます。
- 本県の強みを生かし、企業投資促進制度等を活用して、国内外の企業から県内への投資や、県内立地済み企業の再投資を促進するとともに、市町など関係機関と連携して操業環境の改善に取り組み、多様な産業の集積につながる企業誘致を進めます。
- 中小企業・小規模企業の振興については、地域の特性に即した地域課題を企業自らが解決していくための支援に取り組むとともに、ものづくり中小企業等の基盤技術の高度化、サービス産業の高付加価値化、企業の海外展開や情報発信、新分野への展開、市場開拓、人材育成・確保の支援にも取り組みます。
- しごとの創出のための様々な取組の推進にあたっては、規制改革によって地方創生を図るツールとなる地方創生特区や様々な支援措置が活用できる地域再生制度の活用を検討するとともに、ICT・ビッグデータの積極的な活用を行います。

## 取組項目と主な取組内容

### ① 新規需要の創出（食関連産業等における商品開発、国内外の販路拡大等）

- 企業等による食に関する臨床試験が県内において容易に実施できる体制の構築等を進めることにより、付加価値の高い機能性食品等の創出をめざします。また、健康住宅関連産業の振興と県産材の需要拡大を図るとともに医療機器分野の国内外への販路開拓等を支援します。  
(健康福祉部)
- 食に期待される価値（食味、機能性、安全性）の創出に向け、生産、加工製造、流通販売、医療、福祉に関係する事業者等の結びつきをさらに強め、それぞれの役割や機能を効果的に発揮していくため、ICTやビッグデータ等を活用した事業環境の整備や県産農林水産物の機能性を生かす体制の整備、人材の育成を通じて「みえフードイノベーション」を加速する食のバリューチェーンの構築を進めます。  
(農林水産部)
- 食関連産業の振興指針として、「みえ食の産業振興ビジョン」を策定し、体系的な政策として商品開発、販路開拓、人材育成、事業環境整備、情報発信に取り組みます。  
(雇用経済部)

- 中小企業等の規模に応じた商品開発、改良から流通までの一貫したデザインの戦略的な活用を推進し、首都圏等大都市や海外で通用する付加価値の高い地域資源活用商品の販路開拓を支援します。(雇用経済部)
- 自動車メーカーなどの「川下企業」をターゲットにした商談会の実施、中小企業等の製品及び技術を一堂に展示する産業展の開催などを通じて、企業の販路開拓と商談、技術交流等を促進します。(雇用経済部)
- 三重県産品の海外市場への展開を促進するため、テストマーケティングの場として海外物産展の活用を継続するとともに、国際見本市への出展、バイヤーの県内招へいなどによるBtoB商談の機会創出、沖縄国際物流ハブ機能を活用した取組の検討などを行い、県内企業の海外進出、販路拡大を支援します。(雇用経済部)
- 第27回全国菓子大博覧会・三重実行委員会の取組に参画し、三重県の食関連産業の振興と交流人口の拡大に取り組みます。(雇用経済部)
- 首都圏等における営業活動を通じて、地域資源を活用した製品の創出など、販路の確保等を進めていきます。(雇用経済部)

## ② 産業の多様化（航空宇宙産業、ライフサイエンス産業等新産業の創出）

- 産学官民が連携し、医薬品や医療機器等のライフサイエンス産業の振興を図るとともに、統合型医療情報データベースや地域資源などを活用した新製品の開発や、自動車産業等異分野から医療機器分野などへの参入を促進し、新たな産業の創出につなげます。(健康福祉部)
- 県や研究機関を中心とした支援ネットワークを構築し、中小企業等の抱える課題を抽出し、経営戦略策定から技術開発までを一貫して支援します。(雇用経済部)
- 課題解決型共同研究において、国や他県の公設試験研究機関等との連携を促進することにより、県研究機関の研究力・コーディネート力を向上させるなど機能の強化を図ります。(雇用経済部)
- 世界的な成長産業である航空宇宙産業について、本県の経済成長を支える新たな産業の柱の一つとして振興を図るため、平成26年度に策定した「みえ航空宇宙産業振興ビジョン」に基づき、本県の産業構造の強みである自動車産業等の集積や海外の国・地域との産業連携の基盤を生かした人材育成、参入促進、事業環境整備などの取組を進めます。(雇用経済部)

## ③ 観光の産業化

- 熊野古道の価値を次世代に伝える体制づくりや、スマートフォンでの情報提供、熊野古道センターの案内機能の充実など伊勢から熊野をつなぐ環境整備等に取り組むことにより、外国人観光客を含めた交流人口の拡大と地域経済の活性化を図ります。(地域連携部南部地域活性化局)
- 三重県観光キャンペーンやインバウンドの取組成果や課題などを踏まえるとともに、「三重県観光振興基本計画」に基づき、県内での観光消費額の拡大につながる新商品の開発、サービス産業の人材育成、農林水産物のブランド化などの観点から観光振興を図ります。(雇用経済部観光局)



#### ④ サービス産業の高付加価値化

- 中小企業の中核的な人材育成を支援するとともに、企業間の連携やネットワーク化の支援を行い、サービス産業の高付加価値化を促進します。(雇用経済部)

#### ⑤ エネルギー産業の振興

- 「三重県新エネルギービジョン」及び「みえグリーンイノベーション構想」の具現化に向け、企業・大学・経済団体・市町等産学官で構成する「みえスマートライフ推進協議会」を核として、具体的な研究会やプロジェクトを運営することにより、「環境・エネルギー関連産業の育成及び集積」や「地域資源を生かした新エネルギーの導入」、「環境・エネルギー技術の活用によるまちづくり」を促進します。(雇用経済部)

#### ⑥ 企業誘致の推進

- 県内への新規企業立地や県内企業の再投資を促進するため、成長産業分野における投資、マザー工場化につながる投資、研究開発施設などの投資に対して支援を行います。また、県内の中小企業について、ものづくりに加え、サービス産業での高付加価値化に取り組む投資に対して支援します。さらに、地方創生の観点から、企業の本社機能についても県内への移転を促進します。(雇用経済部)
- 対日投資の促進に向けて、GNI協議会、ジェットロなど関係機関と連携を図りながら、外資系企業の県内への誘致を推進します。(雇用経済部)

#### ⑦ 中小企業・小規模企業の振興

- 三重県中小企業・小規模企業振興条例の基本理念に基づき、企業の魅力発信、人材育成・確保、販路開拓支援、資金供給の円滑化による経営基盤の強化、事業承継、創業・第二創業の促進、技術的な課題解決など中小企業等へのきめ細かな支援に取り組みます。また、各地域の商工団体、金融機関、教育機関、行政等様々な主体が協働して取り組む地域課題解決のための具体策やその事業展開を支援します。(雇用経済部)
- 三重県が培ってきた海外ネットワークとの連携や資金、人材育成など独自の「スタートアップ・サポートプログラム」を策定し、創業及び第二創業を支援します。(雇用経済部)
- 各地域の経営指導員、地域インストラクター、よろず支援拠点など組織を超えて、支援機関同士での連携を促進し、地域ぐるみで中小企業等を支援する体制づくりに取り組みます。(雇用経済部)
- 伝統産業・地場産業について、中小企業等におけるデザイナー等との連携による地域資源を活用した新商品開発や大都市圏等への販路開拓等を支援します。(雇用経済部)

#### ⑧ 農林水産業の振興

○農林水産業の活性化を図るため、生産性の向上はもとより、経営規模の拡大による効率的な生産や6次産業化の促進などを通じて事業者の経営力向上につなげるとともに、農林水産業のベースとなる農地や農林水産業施設などの生産基盤の整備に取り組みます。

また、農山漁村における雇用の創出に向け、経営の高度化や6次産業化、企業参入などが促進されるよう、地域資源を活用した商品の開発や販路開拓、情報発信、人材の育成、事業環境の整備などを地域が実情に応じて組み合わせ、一体的に進められるよう支援します。

(農林水産部)

#### ⑨ 南部地域市町への支援

○「南部地域活性化基金」や「南部地域活性化プログラム」のこれまでの取組を検証し、その結果を踏まえ施策の充実を図ります。

(地域連携部南部地域活性化局)

〔ライフシーン2 働く〕  
16 産業人材の育成

めざす姿

三重県の産業を根幹から支える、多様なニーズに対応した次代の産業人材の確保と育成をめざします。また、人材の需要は、しごとの創出と表裏一体の関係にあることから、しごとの創出に関する取組により人材を育成し、多様な人材の確保をめざします。

重要業績評価  
指標(KPI)

指標名	現状値	31年度

現状と課題

- 三重県の産業の強みである「ものづくり産業」をさらに強化していくためには、優秀な技術人材を数多く輩出し続けるための仕組みが必要です。
- 製造現場において、人材が確保されなければ、これまで培ってきたものづくり技術の伝承が滞る恐れがあるとともに、技術取得に時間を要することから、効率的な人材育成の仕組みが必要です。
- 産業の業種業態は多様で、第1次産業、第2次産業、第3次産業と幅広いことから、企業ニーズの高い分野などの人材育成に効果的に取り組む必要があります。
- 県内雇用情勢の好転に伴い、建設人材や介護人材など多くの業種で、中小企業等の人材不足感が進みつつあります。
- 三重県の雇用情勢は、平成25年6月以降平成27年3月まで有効求人倍率が22か月連続1倍台で推移していますが、「三重県景気動向調査」では、雇用DIが、非製造業では、平成23年7・9月期から、製造業では、平成25年10・12月期からプラスが続いており、全体として労働力不足感が増加傾向となっています。
- 建設業においては、入職する若年者が減少する一方、技術者の高齢化が進んでおり、若年者の人材確保や育成に向けた取組が必要です。
- 要介護認定率が高くなる75歳以上の高齢者が増加するなか、福祉・介護分野では慢性的な人材不足となっており、必要な人材の確保が必要です。
- 安全で安心な医療提供体制を構築するため、医師や看護職員の不足の解消や地域偏在の解消に向けた取組が必要です。

## 取組方向

- 三重県が持つ海外に向けたネットワークを活用し、三重県を「人材育成に関する海外とのゲートウェイ」とすることで、県内に人を呼び込み、産業人材の確保につなげるとともに、高度な技術とグローバルな視点を持つ人材の育成を図ります。
- 教育によって得られる知識が産業界においてどのように活かされるのかを明確に伝え、こどもたちに「ものづくり」への関心を持ってもらうため、専門的な教育メニューについて、工業高校や高等専門学校、大学などでの充実・強化を図ります。
- 飲食業、宿泊業などの本県の食関連産業は、豊かな食材や多様な食文化を背景に高いポテンシャルを有し、農林水産業、製造業、サービス業が関わるすそ野の広い産業であることから、これらの中核人材の育成・確保に取り組みます。
- 労働力不足を抱えている分野や、今後、労働力不足が懸念される成長産業分野（航空宇宙、食等）について、雇用型訓練の実施や、中核人材・高度人材育成のための在職者訓練等を実施するなど、安定的な人材の確保を目指すとともに、労働力不足解消に向けて総合的に取り組みます。
- 建設業や福祉・介護分野などさまざまな人材不足等の課題を抱える分野において、地域のニーズに応じた安定的な人材確保・育成が図れるよう取り組みます。
- 医師や看護職員の育成を図るとともに、勤務環境改善や医療機関等の魅力向上支援などにより県内定着に取り組みます。あわせて地域偏在の解消を図ります。

## 取組項目と主な取組内容

### ① 多様なニーズに応じた人材育成と多様な人材の確保

（航空宇宙産業、ライフサイエンス産業、農林水産業、建設業、運輸業、医療、福祉・介護等）

- 伝統産業・地場産業に従事する人材や担い手育成など後継者の確保と技術の伝承・向上への取組等を支援します。（雇用経済部）
- 県内産業を牽引していく経営人材の育成をめざし、力強い中小企業経営者を核とした業種を超えたネットワークを構築する場づくりに取り組みます。（雇用経済部）
- 食・観光産業等サービス産業の従事者を対象に、外部専門家による知識・技能の習得を目的とした訓練を実施するなど、企業の中核を担うホスピタリティ人材の育成・確保を図ります。また、ワールド・オブ・フレーバーへの出展を契機に生まれたCIA（The Culinary Institute of America）との連携を通じて、食のグローバル人材の育成について検討を進めます。（雇用経済部）
- 航空宇宙産業について、世界に通用する多くの人材を育成するため、海外とのネットワークを生かし、産学官の連携により取り組みます。（雇用経済部）
- 県内産業の発展に必要な県内中小企業の強靱化のため、各企業における販路拡大等に資する人材を育成します。（雇用経済部）

- 農林水産業における多様な担い手を確保するため、新規就業者の定着・育成はもとより、地域における合意形成のもと、農山漁村地域における新規ビジネスを創出する人材の育成や企業等の参入促進に取り組みます。また、福祉事業所の農林水産業への参入を進め、農林水産業分野における障がい者就労を促進します。さらに、6次産業化に取り組む女性や生産技術を後継者に継承する高齢者の取組などを支援します。（農林水産部）
- ライフサイエンス分野の多様化するニーズに対応すべく、産学官民が連携し多様な人材の育成・確保に取り組みます。（健康福祉部）
- 建設業の活性化に向けて人材確保や技術継承が図られるよう、若年者の入職促進、人材育成や就業者の定着促進、建設業への理解促進の取組等を支援します。（県土整備部）
- 福祉・介護分野の人材確保のため、福祉・介護の職場を体験する機会の提供、離職者・中高齢者・若者等への介護職員初任者研修の実施と就労促進、中高生・保護者・教職員への福祉・介護の魅力の発信、潜在的有資格者の介護職場への再就業促進、シニア世代の介護職場への就業促進などに取り組みます。（健康福祉部）
- これまでの医師確保対策と併せ、医師修学資金貸与者等に地域医療支援センターの後期臨床研修プログラムの活用を働きかけ、若手医師のキャリア形成支援と一体的に、医師の地域偏在の解消に向けた取組を進めます。（健康福祉部）
- 看護師、助産師などの確保に向けて、看護学生の県内就業率の向上、新人看護職員の離職防止、潜在看護職員の復帰支援、助産師出向システムなどの取組を進めます。（健康福祉部）



〔ライフシーン2 働く〕  
17 働く場・働き方の質の向上

めざす姿

男女がともに働きやすい職場環境づくりに向けた企業におけるワーク・ライフ・バランスの取組が進み、だれもが安心して働き続けられる状況をめざします。また、企業、NPO、行政等が連携して地域の実情に応じた雇用支援や職業能力開発が行われることにより、働く意欲のあるすべての人が、性別や年齢、障がいの有無等に関わりなく働いている状況をめざします。さらに、就労継続や再就職支援の取組により、妊娠・出産・子育て等と両立しながら働きたいと考える多くの女性が、希望する形で就労できている状況をめざします。

重要業績評価  
指標(KPI)

指標名	現状値	31年度

現状と課題

- 少子高齢化に伴う人口減少が進む中、人口減少を克服し地域の活性化を実現するには、県内企業の競争力を維持・向上させることが必要であり、企業における働き方を見直し、男女がともに働きやすい職場環境づくりが求められています。
- 日本における子育て世代の男性が家事・育児に費やす時間は国際的に最低水準となっていますが、原因の一つが長時間労働であると指摘されています。また、出産・育児期に女性が仕事を中断する傾向が強い原因の一つでもあります。優秀な人材を呼び込み、引き留めるためには、長時間労働の抑制の必要があります。このことは、女性の活躍や少子化対策にも資するものです。
- 生産年齢人口が減少する中、貴重な労働力として期待される女性や若者、障がい者、子育て世代、中高年齢層など、すべての人が、個々の能力を発揮して、安心して働ける職場環境づくりが求められています。

取組方向

- 働き方を見直し、男女がともに働きやすい職場環境づくりに向け、企業におけるワーク・ライフ・バランスの取組を促進します。
- 県と障がい者の就労を支援している関係機関との連携をさらに強化し、障がい者が働く環境整備について企業への働きかけを進めるとともに、障がい者の態様に応じた職業能力開発を行うことにより、障がい者雇用の促進に努めます。
- 仕事と子育ての両立を希望する女性に対して、出産後の就労継続や再就職支援などの

取組を進めるとともに、女性活躍の機運を醸成し、女性が活躍できる環境整備に努めます。

## 取組項目と主な取組内容

### ① ワーク・ライフ・バランスの推進

○セミナー開催やホームページ等による周知・啓発に加え、所定外労働時間の削減や休暇の取得促進など、男女がともに安心して働くことができる職場づくりに向け、企業におけるワーク・ライフ・バランスの取組を支援します。（雇用経済部）

### ② 企業等による地域子育ての活発化

○活動する地域社会全体で子どもの育ちや子育てを支えていくという趣旨に賛同する企業等を増やし、活発に活動されるような環境づくりを進めます。（健康福祉部）

### ③ 多様な働き手の活躍の場の創出

○住み慣れた地域でいつまでも元気に働き、社会参加したいシニア世代が、人材が不足している介護職場において活躍していけるよう環境を整備します。（健康福祉部）

（健康福祉部）

○福祉的就労でもなく、一般就労でもない、障がいのある人もない人も「対等な立場」で「ともに働く」ことができる新しい働き方である、「社会的事業所」の創業と安定的な運営を支援します。（健康福祉部）

○女性の活躍に向けた取組を進めるために設置した「女性の活躍推進三重県会議」への企業・団体等の更なる加入を働きかけ、女性の活躍推進の輪を拡げていくとともに、セミナーの開催、女性人材の育成、企業へのアドバイザー派遣などの取組を関係機関等と連携して行います。（環境生活部）

○外国人労働者の適正雇用や多文化共生の推進について、県内企業に働きかけます。また、留学生等の外国人住民が県内企業に就職することを支援します。（環境生活部）

○マタニティ・ハラスメント等の防止に向けて、出産や子育てに対する肯定的な意識を醸成し、支援制度を活用しやすい職場風土づくりをめざす企業の取組を支援します。（環境生活部）

○農林水産業及び農山漁村における男女共同参画を進めるため、農村女性アドバイザー研修や6次産業化等による起業支援など、担い手となる女性の能力開発に取り組みます。また、男女ともに仕事と子育て等を両立できる環境を整備するため、各地域でワークショップや研修会を開催し、自発的な取組の展開につなげるとともに、フォーラム等を通じてモデル的な取組を普及します。（農林水産部）

○障がい者の雇用について、ステップアップカフェ等を活用した啓発、関係機関と連携した企業への働きかけ、障がい者の態様に応じた職業訓練や職場実習の機会の提供、企業間ネットワークへの支援など県民総参加の取組を推進します。（雇用経済部）

○女性の就労について、学生がライフプランとキャリアデザインを考える機会の提供、就労継続がかなう労働環境づくり、キャリアアップ支援、就労相談や研修等の再就職のための支援、再就職後のフォローアップなどに取り組みます。（雇用経済部）



〔ライフシーン3 暮らす〕  
18 総合的な移住の促進

めざす姿

移住を検討する皆さんが、ライフスタイルに応じたきめ細かなワンストップの相談体制を活用することで、三重県への移住が促進されている状況をめざします。

重要業績評価  
指標(KPI)

指標名	現状値	31年度

現状と課題

■国の調査や認定 NPO 法人ふるさと回帰支援センターの相談件数の推移をみると、首都圏において移住や U・I ターンのニーズが高まっており、こうしたニーズへの的確な対応が求められています。

取組方向

■東京に開設した「ええとこやんか三重 移住相談センター」に、市町や関係機関、庁内関係部署との連携のもと、住まいや子育て、教育などの暮らし情報や農林水産業への就業、企業への就職などの情報を一元的に集約し、移住希望者に対して、ワンストップできめ細やかな移住相談を行うことにより、相談者のニーズと地域とのマッチングを推進します。

■市町の移住・交流担当者との勉強会などを開催し、市町と連携して、移住者の受け入れや情報発信ができる体制・環境の整備、移住者のネットワークづくりなどに取り組みます。

取組項目と主な取組内容

① 首都圏におけるワンストップ窓口の設置による移住相談体制の確立と活用

○三重県への移住を促進するため、東京に移住相談センターを開設して移住希望者への相談体制を強化するとともに、市町や関係機関と連携して仕事や暮らしなど移住に関するさまざまな情報の提供・発信を行います。 (地域連携部)

○移住相談センターを活用した南部地域市町の移住の取組を支援するとともに、受入体制の強化や移住者のネットワークづくりについて市町と連携して取り組みます。

(地域連携部南部地域活性化局)

## ② U・Iターンニーズに対応した仕事情報の一元化

- U・Iターンの促進のため、移住相談センターを活用し、農林水産業への就業や農山漁村の暮らしなどに関する情報の提供・発信に取り組みます。 (農林水産部)
- (公財)三重県農林水産支援センターを主体に、市町やJAなどの関係機関との連携により、新規就農相談や無料職業紹介のほか、就業に向けた農林水産事業者とのマッチングや就業情報の収集・発信などに取り組みます。 (農林水産部)
- U・Iターンの促進のため、移住相談センターにおいて、住むところや働く場の情報提供も含めた相談をワンストップで行うとともに、就職相談セミナー等を開催するなど、U・Iターン希望者に密接な情報提供、就職相談を行う体制づくりを進めます。 (雇用経済部)

## ③ 空き家のリノベーションへの支援

- 移住相談センターにおける「暮らす場」の魅力発信のひとつとして、県外からの移住を促進するため空き家等を活用したリノベーション事業により、移住にともなう居住者の自己負担を低減します。 (県土整備部)

〔ライフシーン3 暮らす〕  
19 安心して暮らせる地域づくり

めざす姿

子どもから高齢者、障がい者、外国人住民など、すべての県民が、医療、福祉・介護、買い物、移動手段などの生活サービスを確実に受けられるとともに、地域における支え合いの体制が構築され、災害に強く、犯罪や交通事故のない安全・安心な生活環境が確保されている状況をめざします。

重要業績評価  
指標(KPI)

指標名	現状値	31年度

現状と課題

- 外国人住民を含めたすべての県民にこれからも安心して住み続けてもらうには、医療、福祉・介護、買い物、移動手段などの生活サービスの確保とともに、地域防災力の向上や犯罪や交通事故のない安全・安心な生活環境を確保する必要があります。
- 南部地域をはじめとした中山間・過疎地域等では一貫して人口流出が継続しており、担い手不足等による地域コミュニティの弱体化が進んでいることから、これらの課題に取り組む住民組織や市町等への支援が求められています。
- 県民一人ひとりが健康で長生きし、活躍できるよう、健康づくりから病気の予防・早期発見などの健康対策の推進が求められています。
- 県民の皆さんが持つ地球温暖化への関心を、行動へつなげる仕組みづくりが必要なほか、将来にわたり安心して住めるよう、温室効果ガスの排出抑制への取組、温暖化によると思われる事象への「適応」対策が求められます。また、県民の生活の質の向上のため、伊勢湾など地域の良好な環境を確保し、継承していく必要があります。

取組方向

- 医療、福祉・介護、買い物、生活交通など、地域での日常生活に必要な各種サービスの維持・確保を図るとともに、市町や関係機関と連携し、交通ネットワークの形成と一体となったコンパクトなまちづくりを進めます。
- 地域コミュニティの維持や獣害対策など、多様な主体による地域づくりの取組等に対する支援を行うほか、人口流出が継続し、担い手不足等による地域コミュニティの弱体化が進んでいる南部地域への支援を積極的に進めます。

- 外国人住民も含めた地域ぐるみの防災対策を推進し、地域防災力の向上を図るとともに、災害発生時に迅速かつ的確に活用できるよう、防災情報の共有化を推進します。
- 犯罪や交通事故のないまちづくりを推進するため、犯罪被害に遭いにくい生活環境の確保と犯罪の徹底検挙・抑止のための取組を強化するとともに、交通安全施設の計画的な整備・修繕や交通安全広報啓発活動を推進します。
- 病気の予防・早期発見に努めるため、特定健康検診等の受診率向上への取組を支援するとともに、こころの悩みを持つ人への取組など、こころの健康づくりを推進します。
- 県民、事業者、行政等のさまざまな主体が力をあわせて、温室効果ガスの排出削減を進めるとともに、環境行動の定着のための取組等を行います。また、生活排水未整備人口の解消に向けた取組と、浄化槽の適正な維持管理を推進します。

## 取組項目と主な取組内容

### ① 医療、福祉・介護、買い物、生活交通など、地域での日常生活に必要な各種サービスの維持・確保

- 公共交通機関を利用する際に、すべての人が安全で自由に移動できるよう、鉄道事業者が行う駅舎のバリアフリー化を支援するとともに、路線バスについて、バス事業者が行うノンステップバスの導入を促進します。 (健康福祉部)
- 施設サービスを必要とする方が円滑に介護保険施設を利用できるよう、市町と連携して重点的に特別養護老人ホーム等の整備を進めていきます。 (健康福祉部)
- 地域包括ケアの実現に向け、地域住民が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域包括支援センターを中心とした認知症の早期発見・早期対応や、介護予防の取組などを支援します。 (健康福祉部)
- さまざまな障がいの状態に応じたサービスを提供し、障がい者が地域で生活できる支援体制整備を進めます。 (健康福祉部)
- 少子高齢化の進行による医療・介護需要の変化に対応するため、地域ごとの2025年のめざすべき医療提供体制を明示する、地域医療構想を策定し、その地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化・連携を推進するとともに、あわせて在宅医療、地域包括ケアシステムとの連携を進めます。 (健康福祉部)
- 地域の利便性の高い施設と、医療提供サービス及び健康増進サービスとの連携のあり方について検討します。 (健康福祉部)
- 救急医療体制を確保するため、救命救急センターの運営、ドクターヘリの運航、二次救急医療機関の救急医確保等を支援します。 (健康福祉部)
- 休日、夜間に安心して受診できる体制を確保するため、救急医療情報システム「医療ネットみえ」の運営、かかりつけ医の必要性や適切な受診行動の普及啓発等を実施するとともに、「みえ子ども医療ダイヤル」による電話相談を実施します。 (健康福祉部)

- 災害医療体制を確保するため、災害拠点病院等の設備整備、耐震化等を支援します。また、DMATをはじめ災害医療に即応できる医療従事者、災害医療コーディネーターの育成に向けた研修や訓練を実施するとともに、地域災害医療対策会議を開催します。（健康福祉部）
- 在宅医療体制を確保するため、在宅医療を担う医療従事者の研修を行うとともに、市町の在宅医療体制の整備等を支援します。また、在宅医療に対する県民の理解を深めるための啓発を行います。（健康福祉部）
- 外国人住民が安心して適切な医療を受けられるよう、医療通訳制度の定着に向けて取り組みます。（環境生活部）
- バス事業者が運行する地域間幹線やNPO等が運営するバスを支援するとともに、中小鉄道事業者が行う安全性・利便性の向上を図るための設備整備や老朽化した施設の改良、鉄道事業者が行う耐震対策について、国等と協調して支援します。（地域連携部）
- 沿線自治体等と連携しながら、鉄道事業者への要望活動や意見交換会を実施するほか、県民のモビリティ・マネジメント力を向上するための取組や公共交通の利用促進につながる取組等を実施します。（地域連携部）
- 都市における効果的な医療・福祉・子育て支援・商業等生活サービス提供のための都市機能の中心拠点への集約、持続的な生活サービスやコミュニティ確保のためのその周辺部等への居住の誘導を一体的に取り組み、コンパクトなまちづくりを進めるとともに、これを支える交通ネットワークの形成を支援します。（県土整備部、地域連携部）

② 地域コミュニティの維持に向けた、市町が住民組織とともに取り組む地域づくり、人づくり、しごとづくりなどへの支援

- 多様な主体による地域づくり活動が推進されるよう、地域づくり団体の情報発信を行うなど側面的な支援を行っていきます。（地域連携部）
- 地域社会におけるニーズや課題に対応できるよう、NPO 法人の運営基盤強化の支援を行っていきます。（環境生活部）
- 南部地域における集落機能の維持・活性化に向け、地域の実情に応じて主体的に取り組む市町を支援するとともに、住民による主体的な地域づくりをサポートする人材の育成に取り組みます。（地域連携部南部地域活性化局）
- 「獣害対策に取り組む集落」づくりに向け、集落の実態調査や座談会等を開催することで、集落住民の獣害対策への機運を醸成するとともに、指導者育成講座の開催により、集落リーダーの育成に取り組みます。（農林水産部）

③ 地域防災力の向上

- みえ防災・減災センターを活用して、「防災人材バンク」の拡充や消防団と自主防災組織の組織力向上と相互の連携強化を図るとともに、企業防災にかかる相談機能の向上や「みえ防災・減災アーカイブ」の充実を図るなど、地域防災力を向上させるための様々な取組を展開します。（防災対策部）

- 防災に関する各種情報を一元的に集約し、それらを迅速かつ的確に提供するための新たな防災情報提供システム（三重県防災情報プラットフォーム）を構築します。（防災対策部）
- 外国人住民の防災に対する意識を高めることで、外国人住民を含めた災害時の共助の仕組みを築きます。（環境生活部）

#### ④ 犯罪や交通事故のない安全・安心な生活環境の確保

- 医療機関等の関係団体と連携した「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」を設置・運営し、性犯罪・性暴力被害者の専門的な相談対応や医療機関の紹介等による支援を行います。（環境生活部）
- 犯罪のない安全で安心なまちづくりに向けて、関係機関と連携し、県民の皆さんも参加した犯罪を防ぐための取組を進めるとともに、犯罪抑止に有効である防犯カメラ設置の支援等に取り組みます。（環境生活部）
- 四季の交通安全運動等における年間を通じた交通安全啓発活動を行い、交通事故防止の徹底に向けた取組を推進します。（環境生活部）
- 犯罪の早期かつ徹底検挙に向けた取組を強化するとともに、自治体等の関係機関・団体と連携した犯罪抑止インフラの整備・拡充、自主防犯活動の活性化に向けた防犯ボランティア団体への積極的な支援を行います。（警察本部）
- 安全かつ快適な道路交通環境を構築するため、交通安全施設の計画的な整備・修繕を行います。（警察本部）
- 通学路の安全・安心を高めるため、通学路の安全確保に向けた基本的な方針「通学路交通安全プログラム」に基づく対策に、計画的に取り組めます。（県土整備部・教育委員会事務局）

#### ⑤ 健康寿命の延伸に向けた健康対策の推進

- 県民の皆さんが、日常的に介護を必要とせず、自立して心身ともに健康的な生活を送れるよう、特定健診やがん検診等の受診率向上のための事業支援を行い病気の早期発見・治療につなげるとともに、こころの健康づくりのための支援者の育成や自殺対策のための地域ネットワークの強化を図るなど、ソーシャルキャピタルを活用して健康寿命の延伸に向けた健康対策を推進します。（健康福祉部）

#### ⑥ 環境への負荷が少ない持続可能で魅力的な地域づくり

- 県内で既に生じつつある温暖化の影響について県民の皆さんへの情報提供、調査・研究等を進めるとともに、県民、事業者が一体となった温室効果ガスの排出削減の推進（バスを利用したエコ通勤、カーボン・オフセット等の取組の促進）、EV（電気自動車）等を活用した低炭素社会づくりを推進し、地域の魅力向上を図ります。（環境生活部）
- 生活排水処理施設の整備を進めるなど、豊かで多様性に富んだ自然環境を守り、住みやすい魅力的な地域づくりを推進します。（環境生活部）

〔ライフシーン3 暮らす〕  
20 地域の魅力向上

めざす姿

自然、歴史・文化、食、スポーツなど、地域資源を活用した三重ならではの交流促進や産業振興などにより地域の魅力が向上し、子どもから大人まで多くの人が、本県に住みたい、あるいは本県を訪れたいと感じる状態をめざします。

また、これらの取組方向や成果にかかる情報発信、県内外に向けた本県の興味や関心を喚起するプロモーションなど、戦略的な広聴広報活動の実現をめざします。

重要業績評価  
指標(KPI)

指標名	現状値	31年度

現状と課題

- 本県の魅力向上を図り、人や企業等の誘致、移住を促進するためには、三重の資源を有効活用した、三重ならではの交流促進や産業支援、暮らす場としての魅力向上が不可欠です。
- また、本県の魅力向上を図るためには、これら取組について戦略的なプロモーションを展開し、本県の興味や関心を喚起することが不可欠です。

取組方向

- 本県の認知度向上・イメージアップを図り、販路拡大や誘致（誘客）、移住につながる戦略的なプロモーションを推進します。
- 三重県特有の歴史・文化資源を活用したイベントや首都圏・関西圏でのセミナーなど、県外からの誘客促進とともに、三重の歴史・文化を活用した交流促進を図ります。
- スポーツによる地域活性化を図る市町等を支援し、スポーツイベントの誘客等を通じた県内外からの誘客・交流人口の拡大を図ります。
- 豊かな食文化など高いポテンシャルを有する産業振興を行い、販路拡大を支援するとともに、三重県の魅力向上、交流促進、雇用創出を図ります。
- 民間企業のノウハウを活用し、子どもたちにリアルなしごとや社会生活のような疑似空間を体験させることで、県内外から人を呼び込み、交流人口の増加を図ることで、地域の魅力向上につなげます。

## 取組項目と主な取組内容

### ① 戦略的なプロモーションの推進

○本県の認知度向上・イメージアップを図るとともに、販路拡大や誘致（誘客）、移住につなげていけるよう、本県に関する興味・関心を強烈に喚起する戦略的なプロモーションの推進に取り組みます。また、その展開にあたり、市町や関係機関との連携など、関係者が一体となった取組を進めていきます。（戦略企画部）

### ② 自然、歴史・文化、食、スポーツなど、地域資源を活用した交流促進

- 世界に誇る三重県特有の歴史・文化資源を活用し、展覧会等の開催とそれに関する広報や、東京および大阪でのセミナーなどを行い、県外からの誘客につなげ、三重の歴史・文化にふれることを通じた交流促進を図ります。（環境生活部）
- スポーツイベントの誘致等を通じて、県内外からの誘客及び交流人口を拡大し、スポーツによる地域の活性化を図る市町等に対して支援を行います。（地域連携部スポーツ推進局）
- 本県が誇る山・川・海の豊かな自然や、そこで育まれる農山漁村の暮らしや食文化、農林水産業等を県内外の人々に身近に感じてもらえるよう、市町や地域で活動する団体・施設、農林水産業者、民間企業などと連携し、地域の魅力を伝える人材の育成、「体験プログラム」等の充実、県内外への積極的な情報発信などに取り組みます。（農林水産部）
- 豊かな食材や多様な食文化を背景に高いポテンシャルを有する食関連産業を振興し、その効果が食に関わる県内中小企業等に波及していくよう、様々な機会を捉え国内外に情報発信し、三重県の「食」の魅力向上、交流促進、さらには雇用創出につなげます。（雇用経済部）
- 県外からの交流人口を増やすため、子どもたちが良く知っているしごとや三重ならではのしごとの体験を通して、その面白さや楽しさを実感することができる魅力的な参加型イベントを開催し、子どもから大人まで多くの人に本県の魅力を感じてもらい、本県に住みたいという一つのきっかけを作ることで、定住人口の増加につなげます。（雇用経済部）
- 県内外における効果的な営業活動等により、戦略的に三重の魅力情報を発信し、海外を含めた観光誘客などにつなげていきます。（雇用経済部）

### ③ 南部地域市町への支援

○「南部地域活性化基金」や「南部地域活性化プログラム」のこれまでの取組を検証し、その結果を踏まえ施策の充実を図ります。（地域連携部南部地域活性化局）



## 7. 基盤づくり～自然減対策及び社会減対策を支えるベース～

自然減対策と社会減対策を両輪として人口減少に立ち向かい、『希望がない、選ばれる三重』を実現するためには、県民の皆さんの安全・安心を下支えする様々な基盤づくりの整備・充実も必要となります。

このため、本戦略で取り組む自然減対策及び社会減対策と合わせて、これらの取組を効果的に推進するための下支えとして、次のような取組を推進していきます。

### ①地域特性を活かした個性あふれるまちづくり

人口減少・超高齢化が進む中、そこに暮らす人が生活サービスを効率的に享受でき、快適さ、豊かさ、生きがいを感じることができるようにするため、地域特性を活かした個性あふれるまちづくりを推進することなどが求められています。

このため、市町と連携しながら、拠点機能の集約化によるコンパクトなまちづくりの構築に向けた取組を進めるとともに、拠点機能へのネットワークの充実などを進め、地域特性を活かした個性あふれるまちづくりを進めます。

### ②広域的な交通基盤などの社会資本整備や次世代を見据えた交通基盤の検討

本県は主要都市が広く分散しており、また名古屋圏、関西圏の結節点に位置する中、県内外との交流・連携の促進や県民の安全・安心な生活を支えるためには、幹線道路網・港湾施設や広域・高速交通ネットワークなどの交通基盤等の整備が必要です。また、地域の実情に応じた生活交通の維持・確保などを図ることも必要となります。

広域的な交通基盤に向けては、高規格幹線道路や直轄国道の整備を促進するとともに、これらと一体となった道路ネットワーク形成のための県管理道路等の整備、港湾施設の整備を推進します。また、広域交通結節点となる主要駅や空港までのアクセス機能の強化を検討するとともに、空港の機能強化に取り組みます。リニア中央新幹線については、早期全線整備や県内駅の早期決定に向け取り組みます。

次世代を見据えた交通基盤に向けては、地域間を結ぶ鉄道線やバス路線、航路など公共交通網の利便性向上等に取り組むとともに、地域の実情に応じた移動手段の維持・確保を図ります。また、交通分野における新しい技術の動向を見据えながら、将来における移動のあり方も検討します。

### ③大規模災害に備えた防災・減災対策

南海トラフ地震等の大規模地震や、気候変動に伴い頻発・激甚化する水害・土砂災害などの大規模災害に備え、県民の安全・安心を確保するため、防災・減災対策が求めら

れています。

このため、災害発生時における緊急輸送にかかる交通（輸送）を確保するための道路や、河川管理施設、海岸保全施設、土砂災害防止施設、港湾・漁港施設、農林水産施設等基盤施設の整備、河川堆積土砂の計画的な撤去、建築物の耐震化、災害に強い森林づくり、住民の避難体制を確保するための情報提供の推進などにより、大規模災害に備えた防災、減災対策を進めます。

#### ④公共施設等の効果的・効率的な維持管理

高度経済成長期に整備されたインフラが本格的に老朽化する中、インフラの効果的・効率的な維持管理が求められています。

このため、公共土木施設の長寿命化計画に基づき点検・診断・措置・記録を確実に実施し、メンテナンスサイクルを回すことにより、効果的・効率的な維持管理を進めるとともに、農林水産施設についても計画的な維持管理を進めます。

また、長期的な視点に立って公共施設等の総合的管理を行うため、「みえ公共施設等総合管理基本方針」に基づき、点検・修繕履歴の蓄積などによりの確な維持管理や長寿命化に取り組みます。

## 8. 効果検証のしくみ

### (1) 検証体制

#### ①庁内検証

平成 27 年度に策定予定の「みえ県民カビジョン次期行動計画」の検証体制を視野に入れ、より効率的かつ効果的に進めていく観点から、次期行動計画と進捗状況を共有しながら進行管理していく方法について検討しています。

#### ②庁外検証

三重県地方創生会議に検証部会を設置し、総合的かつ専門的な見地から意見を聴き取り、より客観的な検証を行う予定です。

### (2) PDCAサイクル

ファクト（事実）とロジック（論理）に基づき、事業を構築するとともに、原則アウトカムベースの評価指標を設定のうえ取組を進め、総合戦略に基づいた取組のブラッシュアップを図ることにより、PDCA サイクルを回します。

政府関係機関の地方移転に係る「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略（仮称）中間案」の関係部分

	政府関係機関の名称	関係部分
1	気象庁	P 41・25 行目、P55・1 行目、P56・32 行目、P57・1 行目、3 行目、P60・29 行目
2	J N T O（日本政府観光局）	P 41・25 行目、P42・5 行目、P43・30 行目、34 行目
3	環境調査研修所	P 41・25 行目、P55・8 行目、P57・29 行目
4	森林技術総合研修所	P 41・25 行目、P45・5 行目、P47・8 行目、P48・1 行目
5	水産総合技術センター 「本部」及び「開発調査センター」	P 41・25 行目、P42・1 行目、P45・5 行目、P47・8 行目、P48・1 行目
6	石油天然ガス・金属鉱物資源機構 石油開発技術本部 技術センター	P 41・25 行目、P42・12 行目、P44・5 行目
7	防災科学技術研究所	P 41・25 行目、P55・1 行目、P56・32 行目、P57・1 行目、3 行目、P60・29 行目
8	教員研究センター	P 38・18 行目、P 39、
9	自治大学校	P50・26 行目、31 行目、P51・5 行目、9 行目、18 行目、24 行目、26 行目、34 行目